

令和5年第2回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料



## 令和 5 年 第 2 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 資 料 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 2 号	令和 5 年度荒尾市一般会計予算	1
議第 3 号	令和 5 年度荒尾市国民健康保険特別会計予算	47
議第 4 号	令和 5 年度荒尾市介護保険特別会計予算	49
議第 5 号	令和 5 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算	52
議第 6 号	令和 5 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計予算	53
議第 7 号	令和 5 年度荒尾市水道事業会計予算	54
議第 8 号	令和 5 年度荒尾市下水道事業会計予算	55
議第 9 号	令和 5 年度荒尾市病院事業会計予算	56
議第 10 号	荒尾市部設置条例の一部改正について	57
議第 11 号	荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	60
議第 12 号	荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	62
議第 13 号	荒尾市情報公開条例の一部改正について	67
議第 14 号	荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	68
議第 15 号	荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	70
議第 16 号	荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	73
議第 17 号	荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	78
議第 18 号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	82
議第 19 号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部改正について	93
議第 20 号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	95
議第 21 号	荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	97

議案番号	件名	ページ
議第22号	財産の処分について	98
議第23号	市道路線の認定について	99
議第24号	令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）	105
議第25号	令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	110
議第26号	令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	111
議第27号	令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	112

## 令和5年度 荒尾市一般会計予算資料

1 歳入

(単位:千円)

区 分	令和5年度				令和4年度				比 較					
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %		
1 市 税	市民税	2,230,700	9.1	2,230,700	14.5	2,134,100	8.7	2,134,100	14.2	96,600	4.5	96,600	4.5	
	固定資産税	2,547,700	10.4	2,547,700	16.5	2,473,300	10.0	2,473,300	16.4	74,400	3.0	74,400	3.0	
	軽自動車税	201,000	0.8	201,000	1.3	203,100	0.8	203,100	1.4	△ 2,100	△ 1.0	△ 2,100	△ 1.0	
	たばこ税	384,000	1.6	384,000	2.5	374,000	1.5	374,000	2.5	10,000	2.7	10,000	2.7	
	入湯税	5,700	0.0	5,700	0.0	5,200	0.0	5,200	0.0	500	9.6	500	9.6	
	計	5,369,100	22.0	5,369,100	34.8	5,189,700	21.1	5,189,700	34.5	179,400	3.5	179,400	3.5	
純 一 般 財 源	2 地方譲与税	134,892	0.6	134,892	0.9	138,892	0.6	138,892	0.9	△ 4,000	△ 2.9	△ 4,000	△ 2.9	
	3 利子割交付金	800	0.0	800	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	△ 1,200	△ 60.0	△ 1,200	△ 60.0	
	4 配当割交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	14,000	0.1	14,000	0.1	△ 1,000	△ 7.1	△ 1,000	△ 7.1	
	5 株式等譲渡所得割交付金	15,000	0.1	15,000	0.1	17,000	0.1	17,000	0.1	△ 2,000	△ 11.8	△ 2,000	△ 11.8	
	6 法人事業税交付金	62,000	0.3	62,000	0.4	49,000	0.2	49,000	0.3	13,000	26.5	13,000	26.5	
	7 地方消費税交付金	1,239,000	5.1	1,239,000	8.0	1,112,000	4.5	1,112,000	7.4	127,000	11.4	127,000	11.4	
	8 ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.1	31,000	0.2	31,000	0.1	31,000	0.2	0	0.0	0	0.0	
	9 環境性能割交付金	9,000	0.0	9,000	0.1	16,000	0.1	16,000	0.1	△ 7,000	△ 43.8	△ 7,000	△ 43.8	
	10 地方特例交付金	44,000	0.2	44,000	0.3	46,200	0.2	46,200	0.3	△ 2,200	△ 4.8	△ 2,200	△ 4.8	
	11 地方交付税	普通交付税	5,500,000	22.5	5,500,000	35.7	5,300,000	21.5	5,300,000	35.2	200,000	3.8	200,000	3.8
		特別交付税	800,000	3.3	800,000	5.2	800,000	3.2	800,000	5.3	0	0.0	0	0.0
計		6,300,000	25.8	6,300,000	40.9	6,100,000	24.8	6,100,000	40.6	200,000	3.3	200,000	3.3	
小 計	13,217,792	54.2	13,217,792	85.8	12,715,792	51.6	12,715,792	84.6	502,000	3.9	502,000	3.9		
12 交通安全対策特別交付金	8,000	0.0	8,000	0.1	8,000	0.0	8,000	0.1	0	0.0	0	0.0		
13 分担金・負担金	114,617	0.5	2,208	0.0	106,949	0.4	3,200	0.0	7,668	7.2	△ 992	△ 31.0		
14 使用料・手数料	557,803	2.3	7,668	0.0	553,147	2.2	6,139	0.0	4,656	0.8	1,529	24.9		
15 国庫支出金	4,966,863	20.4	0	0.0	5,507,293	22.4	256,863	1.7	△ 540,430	△ 9.8	△ 256,863	△ 100.0		
16 県支出金	2,078,757	8.5	3,102	0.0	1,986,053	8.1	1,560	0.0	92,704	4.7	1,542	98.8		
17 財産収入	70,133	0.3	34,221	0.2	60,359	0.2	24,738	0.2	9,774	16.2	9,483	38.3		
18 寄附金	701,002	2.9	701,002	4.5	708,099	2.9	700,562	4.7	△ 7,097	△ 1.0	440	0.1		
19 繰入金	1,871,974	7.7	1,312,958	8.5	1,428,057	5.8	892,741	5.9	443,917	31.1	420,217	47.1		
20 繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0		
21 諸収入	232,458	1.0	27,272	0.2	355,550	1.4	26,015	0.2	△ 123,092	△ 34.6	1,257	4.8		
22 市 債	580,600	2.4	100,000	0.6	1,210,700	4.9	400,000	2.7	△ 630,100	△ 52.0	△ 300,000	△ 75.0		
歳 入 合 計	24,400,000	100.0	15,414,224	100.0	24,640,000	100.0	15,035,611	100.0	△ 240,000	△ 1.0	378,613	2.5		
う ち	自主財源	8,917,088	36.5	7,454,430	48.4	8,401,862	34.1	6,843,096	45.5	515,226	6.1	611,334	8.9	
	依存財源	15,482,912	63.5	7,959,794	51.6	16,238,138	65.9	8,192,515	54.5	△ 755,226	△ 4.7	△ 232,721	△ 2.8	

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

## 2 歳出(目的別)

(単位:千円)

款	令和5年度				令和4年度				比較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	200,325	0.8	200,325	1.3	189,970	0.8	189,970	1.3	10,355	5.5	10,355	5.5
2 総務費	2,901,934	11.9	2,031,304	13.2	2,579,418	10.5	1,833,694	12.2	322,516	12.5	197,610	10.8
3 民生費	11,352,614	46.5	5,256,680	34.1	11,337,418	46.0	5,200,634	34.6	15,196	0.1	56,046	1.1
4 衛生費	3,231,852	13.2	2,471,088	16.0	2,965,412	12.0	2,168,529	14.4	266,440	9.0	302,559	14.0
5 労働費	19,583	0.1	19,345	0.1	20,816	0.1	20,816	0.1	△ 1,233	△ 5.9	△ 1,471	△ 7.1
6 農林 水産業費	415,355	1.7	198,549	1.3	424,739	1.7	200,393	1.3	△ 9,384	△ 2.2	△ 1,844	△ 0.9
7 商工費	292,661	1.2	251,254	1.6	482,478	2.0	284,164	1.9	△ 189,817	△ 39.3	△ 32,910	△ 11.6
8 土木費	1,620,464	6.6	1,007,797	6.5	2,055,696	8.3	1,127,364	7.5	△ 435,232	△ 21.2	△ 119,567	△ 10.6
9 消防費	732,502	3.0	712,874	4.6	740,893	3.0	689,366	4.6	△ 8,391	△ 1.1	23,508	3.4
10 教育費	1,948,208	8.0	1,643,772	10.7	2,132,302	8.7	1,621,948	10.8	△ 184,094	△ 8.6	21,824	1.3
11 災害 復旧費	10,082	0.0	10,082	0.1	10,249	0.0	10,249	0.1	△ 167	△ 1.6	△ 167	△ 1.6
12 公債費	1,627,647	6.7	1,564,381	10.1	1,647,817	6.7	1,635,692	10.9	△ 20,170	△ 1.2	△ 71,311	△ 4.4
14 予備費	46,773	0.2	46,773	0.3	52,792	0.2	52,792	0.4	△ 6,019	△ 11.4	△ 6,019	△ 11.4
歳出合計	24,400,000	100.0	15,414,224	100.0	24,640,000	100.0	15,035,611	100.0	△ 240,000	△ 1.0	378,613	2.5

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

3 歳出（性質別）

（単位：千円）

区分	令和5年度		令和4年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A) - (B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	19,785,517	81.1	19,322,529	78.4	462,988	2.4	
義務的経費	12,508,896	51.3	12,389,473	50.3	119,423	1.0	
人件費	3,103,354	12.7	3,125,296	12.7	△ 21,942	△ 0.7	一般職員人件費△35,758（うち退職手当△66,132（定年△3人、任期付△4人））、会計年度任用職員人件費+16,029、住宅・土地統計調査員報酬+3,495、農地利用最適化に係る活動・成果実績報酬△3,100
扶助費	7,777,895	31.9	7,616,360	30.9	161,535	2.1	特定教育・保育施設型給付費+89,491、管内外私立保育所運営費+62,096、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+48,722、放課後児童クラブ運営委託事業費+36,000、子ども医療費助成拡充事業費+14,000、児童扶養手当支給事業費+8,683、児童手当費△18,720、自立支援医療費支給事業費△17,917、生活保護費△15,628、放課後児童健全育成事業費△12,151、有明小放課後児童クラブ運営事業費△10,240、清里小放課後児童クラブ事業運営費△10,221、平井小放課後児童クラブ運営事業費△8,235、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費△5,780
公債費	1,627,647	6.7	1,647,817	6.7	△ 20,170	△ 1.2	長期債元金償還金△19,108、長期債利子△1,062
物件費	3,425,202	14.0	3,142,828	12.8	282,374	9.0	スマートヘルスケアサービス事業費+201,700、公共施設総合管理事業費+181,743、航空写真撮影事業費+34,837、塵芥処理費+29,235、情報化対策推進事業費+23,067、荒尾駅周辺地区整備事業費+18,876、小学校施設改修費+18,671、消防団備品整備事業費+14,419、荒尾市議会議員選挙費+14,176、自治体版RE100推進事業費+12,681、小学校ICT環境整備事業費+12,288、新型コロナウイルスワクチン接種事業費△197,180、道路台帳デジタル化事業費△47,441、南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント事業費△47,398、給食センター管理費△45,050、長寿化計画策定事業費△20,000
維持補修費	265,107	1.1	317,765	1.3	△ 52,658	△ 16.6	小学校施設改修費+14,189、ふれあい福祉センター施設改修費+1,876、住宅施設改修費△46,736、交通安全対策補助事業費（通学路緊急対策）△16,600、住宅維持補修費△4,148
補助費等	3,586,312	14.7	3,472,463	14.1	113,849	3.3	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金+82,750、給食センター管理費+52,249、ふるさと応援寄附金推進費+46,451、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業費+18,000、医療的ケア児保育支援事業+15,520、荒尾市議会議員選挙費+14,457、新型コロナウイルス対策事業費（産業振興）△83,472、保育士等処遇改善臨時特例事業費△39,549
2. 投資的経費	1,645,185	6.7	2,307,857	9.4	△ 662,672	△ 28.7	
普通建設事業費	1,635,103	6.7	2,297,608	9.3	△ 662,505	△ 28.8	
補助事業費	900,867	3.7	1,336,426	5.4	△ 435,559	△ 32.6	地球温暖化対策事業費+62,476、川後田府本線+32,750、荒尾駅周辺地区整備事業費+11,300、下萩下浦線+8,200、荒尾海海岸堤防△120,000、公営住宅ストック総合改善事業費△116,530、放課後児童クラブ施設整備費△116,466、国重要文化財建造物保存修理事業費△54,432、公園施設長寿化対策事業費△26,000、荒尾運動公園施設長寿化計画事業費△26,000、地域医療介護総合確保基金事業費△23,650、住宅・建築物安全ストック形成事業費△18,273、野原赤田線△15,500、増永7号線△11,500
単独事業費	734,236	3.0	961,182	3.9	△ 226,946	△ 23.6	庁舎施設改修費+88,594、小学校施設長寿化改修事業費+44,000、万田炭鉱施設改修費+37,765、メディア交流館施設改修費+20,817、荒尾駅周辺地区整備事業費+16,294、松ヶ浦環境センター施設改修費+14,839、集落道路改良事業費+13,000、給食センター整備推進事業費△199,443、炭鉱電車保存整備事業費△140,746、消防施設新設費△33,758、県営土地改良総合整備事業費△21,648、清里保育園施設改修費△18,744、中学校施設改修費△17,097、運動公園施設改修費△15,989、小岱工芸館施設改修費△13,890
災害復旧事業費	10,082	0.0	10,249	0.0	△ 167	△ 1.6	現年公共土木災害復旧事業費△157、土木災害復旧事業費（人件費）△7、農林水産災害復旧事業費（人件費）△3
3. その他の経費	2,969,298	12.2	3,009,614	12.2	△ 40,316	△ 1.3	
積立金・出資金	3,949	0.0	3,949	0.0	0	0.0	
貸付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
繰出金	2,965,349	12.2	3,005,665	12.2	△ 40,316	△ 1.3	後期高齢者医療費+61,713、後期高齢者医療特別会計繰出金+9,027、南新地土地区画整理事業特別会計繰出金△64,040、介護保険特別会計繰出金△43,444、国民健康保険特別会計繰出金△3,572
歳出合計	24,400,000	100.0	24,640,000	100.0	△ 240,000	△ 1.0	

（予備費は、補助費等に含めています。）

臨時的経費等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	永年在職議員表彰	26				26	永年議員表彰20年 4人 正副議長表彰 2人
	市議会映像配信事業費	1,399				1,399	映像配信業務委託料
	【新規】 ※資料1 市議会タブレット端末導入事業費	1,855				1,855	手数料、タブレット端末借上料、備品購入費ほか
2 総務費	有明広域行政事務組合費	23,584				23,584	総務共通経費・企画費負担金 (前年度 24,013)
	退職手当	2,868				2,868	4人(うち4人任期付職員 前年度11人 69,000)
	【一部新規】 人材育成推進事業費	4,301				4,301	普通旅費、職員研修委託料、研修参加負担金ほか (新規)評価者研修
	行政情報伝達等事業費	42,284				42,284	(R2～) 報償金、広報等配送委託料、行政協力業務委託料ほか
	広報戦略事業費	27,107			972	26,135	広告料、広報業務包括委託料、使用料(財源) ・ウェブバナー掲載料 232 ・広報あらお広告掲載料 740
	地域おこし協力隊事業費(総合政策課)	2,991				2,991	協力隊報酬ほか
	【拡充】 地方創生移住支援事業費	5,000	3,750			1,250	(R1補正～) 移住支援事業補助金 (拡充)18歳未満の世帯員1人につき30万円から100万円に加算 (財源) ・県補助金 3,750
	国際交流促進事業費	330				330	日中友好促進会議運営補助金、国際交流推進事業補助金
	地域公共交通活性化事業費	105,036	5,138		5,815	94,083	地域公共交通活性化協議会負担金、バス路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助金、おもちゃタクシー運行事業補助金ほか (財源) ・地方創生推進交付金 1,138 ・県補助金 4,000 ・企業版ふるさと納税基金繰入金 2,000 ・地域公共交通調査事業返還金 3,815
	協働のまちづくり推進事業費	7,159			6,982	177	普通旅費、借上料、地域づくり交付金(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 6,982
【一部新規】 情報化対策推進事業費	75,599				75,599	基幹系業務標準化準備作業委託料、自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料、OA機器借上料ほか (新規)情報系ネットワーク更改及び庁内無線化事業、EBPM導入事業	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	結婚新生活支援事業費	9,000	6,000			3,000	(H29補正～) 結婚新生活支援事業補助金 (財源) ・県補助金 6,000
	ふるさと応援寄附金推進費	504,714				504,714	記念品賞品、ふるさと応援寄附金返礼業務委託料、使用料ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 359,306 ・子ども未来基金繰入金 145,408
	ICT利活用基盤整備事業費	11,596				11,596	消耗品費、CIO補佐業務委託料
	コミュニティFM推進事業費	3,700				3,700	(H28～) コミュニティFM推進事業委託料
	【新規】 地域おこし協力隊事業費 (文化企画課)	3,343				3,343	協力隊報酬ほか
	AI-OCR導入事業費	1,320				1,320	(R2～) 使用料
	※資料2 【一部新規】 市内高校活性化事業費	1,127				1,127	FMたんと放送委託料、高校生が教えるデジタルデバイス解消事業委託料(新規)、高校生と連携した「暮らしたいまち日本一」事業委託料(新規) (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,127
	花のみちプロジェクト事業費	5,110				5,110	(H30～) 散水作業委託料、原材料費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 5,110
	※資料3 【新規】 公共施設総合管理事業費	181,743				181,743	公共施設総合管理業務委託料
	南新地地区ウェルネス拠点 形成プロジェクトマネジメント 事業費	9,425				9,425	(R2～) PFI事業審査委員会報酬、費用弁償、南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント業務委託料ほか
	定住情報発信事業費	4,558				4,558	移住コーディネーター報酬、普通旅費、使用料ほか
	お試し暮らし体験住宅事業 費	984				707	消耗品費、手数料、借上料ほか (財源) ・体験住宅家賃 277
	老朽危険空家除却助成事 業費	6,000	3,000			3,000	除却助成補助金 (財源) ・国庫補助金 3,000
	【一部新規】 空家バンク事業費	6,546	156			6,390	空家・空地バンク活用促進事業補助金(新規)、基本報酬、期末手当ほか (財源) ・県補助金 156
	【一部新規】 総合計画推進事業費	6,958				6,958	総合計画審議会委員報酬、まちづくりアンケート結果入力業務委託料、地域活性化起業人事業負担金(新規)

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	空家等対策費	303				303	審議会報酬、印刷製本費、郵便料ほか
	【一部新規】 RPA(ロボットによる業務自動化)導入事業費	8,649				8,649	(R1～) 消耗品費、RPA導入構築委託料、借上料ほか (新規)ローコードツール導入
	※資料4 【拡充】 荒尾市移住促進事業費	7,900	2,000			5,900	(R2～) 移住促進補助金、テレワーク補助金 (財源) ・県補助金 2,000
	企業版ふるさと納税事業費	2,211				2,211	企業版ふるさと納税コンサルティング委託料、使用料
	【拡充】 地域防犯施設整備事業費	5,023				5,023	みまもりカメラ設置業務委託料(新設6台)、 みまもりカメラリース料(既設32台)
	航空写真撮影事業費	34,837			28,464	6,373	航空写真撮影及び写真地図作成業務委託料、 住宅地図データ更新業務委託料 (財源) ・各市町負担金 28,464
	債権管理一元化事業費	843				843	消耗品費、滞納整理システム科目追加利用料、 生活再建支援ガイドサービス利用料
	地方税共通納税システム対応事業費	550				550	(R4～) 電子申告の税目拡大に係る導入作業委託料
	【新規】 住民税申告支援システム電子申告連携事業費	1,003				1,003	電子申告連携オプション導入委託料、利用料
	【新規】 特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化対応事業費	1,430				1,430	特別徴収税額通知電子化対応に伴うシステム改修委託料
	住民税申告支援システム導入事業費	1,461				1,461	使用料、借上料
	マイナンバーカード交付円滑化推進事業費	36,154	36,154				(R2補正～) 基本報酬(12人)、郵便料、借上料ほか (財源) ・国庫補助金 36,154
	※資料6 【新規】 住民票等コンビニ交付事業費	6,440			217	6,223	コンビニ交付システム改修委託料、保守委託料、 コンビニ交付負担金ほか (財源) ・戸籍謄抄本等手数料 217
	【新規】 スマート窓口化推進事業費	6,019				6,019	POSシステム導入委託料
	熊本県知事選挙費	15,001	14,680			321	選挙事務従事者報酬ほか (財源) ・県委託金 14,680
	熊本県知事選挙費(人件費)	8,365	8,365				時間外手当 (財源) ・県委託金 8,365

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	熊本県議会議員選挙費	6,646	6,646				選挙事務従事者報酬ほか (財源) ・県委託金 6,646
	熊本県議会議員選挙費(人件費)	6,967	6,967				時間外手当 (財源) ・県委託金 6,967
	荒尾市議会議員選挙費	31,673				31,673	選挙事務従事者報酬ほか
	荒尾市議会議員選挙費(人件費)	7,533				7,533	時間外手当
	国勢調査事務費	15	15				普通旅費、消耗品費 (財源) ・県委託金 15
	農林業センサス事務費	20	20				普通旅費、消耗品費、郵便料 (財源) ・県委託金 20
	漁業センサス事務費	678	678				調査員報酬、普通旅費、消耗品費ほか (財源) ・県委託金 678
	住宅・土地統計調査事務費	3,897	3,897				調査員報酬、消耗品費、郵便料ほか (財源) ・県委託金 3,897
	経済センサス調査区設定事務費	14	14				消耗品費、郵便料 (財源) ・県委託金 14
3 民 生 費	【新規】 社会福祉協議会地域診断 助成事業費	843				843	社会福祉協議会地域診断事業費補助金
	新型コロナウイルス感染症傷 病給付金事業費	8,400				8,400	(R3補正～) 新型コロナウイルス感染症傷病給付金
	自殺対策推進事業費	109	54			55	(R1～) ゲートキーパー研修の実施等 委員会報酬、報償金、印刷製本費ほか (財源) ・県補助金 54
	成年後見制度利用促進体 制整備事業費	5,017	2,508			2,509	(R2～) 成年後見制度利用促進に係る中核機関運 営業務委託料、市民後見人養成研修業務 委託料 (財源) ・国庫補助金 2,185 ・県補助金 323
	権利擁護支援推進事業費	11,899				11,899	権利擁護支援推進事業補助金
	避難行動要支援者個別支 援計画策定事業費	52				52	(R2～) 普通旅費

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	※資料7 【新規】 障害計画策定費	6,754				6,754	障がい者計画・障がい福祉計画策定委託料
	生活困窮者自立相談支援 事業費(任意事業分)	13,966	6,077			7,889	基本報酬、アウトリーチ等の充実による自立 相談支援機能強化事業委託料、支援事業 負担金ほか (財源) ・国庫補助金 6,077
	人権啓発センター施設改修 費	4,000	600			3,400	人権啓発センター耐震診断委託料 (財源) ・国庫補助金 600
	障害者給付認定審査会運 営費	5,674				5,674	総合支援費負担金 (前年度 6,401)
	自発的活動支援事業費	200	150			50	(R3～) 自発的活動支援事業費補助金 (財源) ・国庫補助金 100 ・県補助金 50
	後期高齢者医療広域連合 負担金	995,260				995,260	一般会計事務費 7,830 特別会計事務費 26,110 療養給付費 961,320
	【新規】 子ども食堂支援事業費	600	600				荒尾市子ども食堂支援事業費補助金 (財源) ・県補助金 600
	※資料8 【拡充】 ファミリー・サポート・センター 拡充事業費	1,500	1,000			500	事業運営委託料 (財源) ・国庫補助金 500 ・県補助金 500
	放課後児童クラブ支援事業 費	19,560	13,040			6,520	(H30～) 放課後児童クラブの障がい児受入れを推 進するための専門職員配置の補助 (財源) ・国庫補助金 6,520 ・県補助金 6,520
	医療的ケア児保育支援事業	24,200	20,166			4,034	(R3補正～) 医療的ケア児保育支援事業補助金 (財源) ・県補助金 20,166
	放課後児童支援員等処遇 改善事業費	2,739	1,826			913	放課後児童支援員等の処遇改善のための 補助 (財源) ・国庫補助金 913 ・県補助金 913
	実費徴収に係る補足給付事 業費	11,340				11,340	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う副食材料費へ の補助
	【新規】 放課後児童クラブ運営委託 事業費	36,000	14,122		12,464	9,414	事業運営委託料 (財源) ・国庫補助金 7,061 ・県補助金 7,061 ・施設利用料 12,464
	※資料9 【新規】 こどものこころを育む絵本助 成事業費	900			900		図書購入費、絵本購入費用助成金 (財源) ・子ども未来基金繰入金 900

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	保育対策総合支援事業費	20,579	18,006			2,573	(H29補正繰越～) 保育士の補助を行う保育補助者の雇上費用への補助 (財源) ・県補助金 18,006
	待機児童解消対策事業費	2,700				2,700	(H30～) 新たに市内の保育所に勤める保育士に対する家賃補助
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	6,000	3,000			3,000	保育環境改善等事業補助金 (財源) ・国庫補助金 3,000
	【拡充】 ※資料10 子ども医療費助成拡充事業費	15,522				15,522	郵便料、子ども医療費システム改修委託料、扶助費ほか
	【新規】 清里保育園給食業務委託事業費	8,580				8,580	給食調理業務委託料
	子育てのための施設等利用事業費	3,765	2,822			943	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う未移行幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る給付 (財源) ・国庫負担金 1,882 ・県負担金 940
	医療レセプトシステム改修事業費	1,188	1,188				(R4補正～) 生活保護システム改修委託料、使用料 (財源) ・国庫補助金 1,188
4 衛 生 費	乳幼児健診委託事業費	3,385				3,385	(H26～) 3か月及び7か月健診を医療機関に委託し、個別健診化(7か月健診→9か月健診に移行) 基本報酬、消耗品費、健診委託料ほか
	2歳児歯科健診事業費	736				736	(R1～) 基本報酬、消耗品費、歯科医師委託料ほか
	子育て世代包括支援センター事業費	5,989	3,280		134	2,575	(R2～) 産後ケア事業デイスサービス等委託料、借上料、扶助費ほか (財源) ・国庫補助金 3,070 ・県補助金 210 ・実費徴収金 134
	新生児聴覚検査助成事業費	1,691			1,691		(R3～) 消耗品費、郵便料、扶助費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,691
	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業費	19,910	16,432			3,478	(R4補正～) 基本報酬、郵便料、出産・子育て応援給付金ほか (財源) ・国庫補助金 16,432
	濃厚接触者搬送事業費	1,263				1,263	燃料費、電話料、濃厚接触者搬送業務委託料ほか
	むし歯予防対策事業費	2,672	1,121			1,551	(H23補正～) H27から全小・中学校に拡大 報償金、フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 1,121

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	プレパパ教室事業費	82	54			28	(H30～) 消耗品費 (財源) ・県補助金 54
	成人男性風しん抗体検査及び予防接種事業費	5,942	1,907			4,035	(R1～) 手数料、抗体検査委託料、予防接種委託料ほか (財源) ・国庫補助金 1,907
	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	2,992				2,992	普通旅費、消耗品費、ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業補助金ほか
	荒尾干潟水鳥・湿地センター運営費	4,095			26	4,069	消耗品費、施設維持管理委託料、備品購入費ほか (財源) ・行政財産使用料 26
	自治体版RE100推進事業費	25,991				25,991	(R3～) 二酸化炭素排出量実質ゼロ化事業業務委託料
	【拡充】※資料11 地球温暖化対策事業費	5,720				5,720	(R4～) 費用弁償、印刷製本費、使用料ほか
	【一部新規】 健康あらし強化事業費	8,093	175			7,918	委員会報酬、食育推進業務委託料、健康増進計画策定業務委託料(新規)ほか (財源) ・地方創生推進交付金 175
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費	12,515			12,493	22	(R3～) 基本報酬、消耗品費、医療専門職業務委託料ほか (財源) ・受託事業収入 12,493
	複合検診事業費(ピロリ菌検査)	1,961			587	1,374	(H30～) ピロリ菌検査(40歳以上) (財源) ・実費徴収金 587
	【新規】※資料12 スマートヘルスケアサービス事業費	201,700	100,000			101,700	郵便料、スマートヘルスケアサービス事業委託料、封入封緘委託料 (財源) ・デジタル田園都市国家構想推進交付金 100,000
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	382,948			169,619	213,329	(前年度 300,198) (財源) ・ごみ処理手数料 169,619
	市民病院会計支出金	524,867			1,980	522,887	(前年度 523,547) (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,980
	水道事業会計支出金	188,180				188,180	(前年度 188,583)
5 労 働 費	奨学金返済わか者就労支援事業費	3,597				3,597	(H30～) 印刷製本費、奨学金返済わか者就労支援補助金
	バスで行く「企業視察ツアー」事業費	165				165	(R1～) 借上料

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	荒尾・大牟田連携「地元企業と学校の情報交換会」事業費	476			238	238	(R2～) オンライン交流会業務委託料 (財源) ・事業負担金 238
6 農 林 水 産 業 費	【拡充】 農業委員会費(委員報酬費)	10,127	3,700			6,427	委員報酬 (拡充)農地利用最適化推進委員報酬 (25,000円/月→34,500円/月) (財源) ・県負担金 3,700
	機構集積支援事業費	9,457	8,718			739	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 8,718
	【新規】 農地台帳システム更新事業費	3,457				3,457	農地台帳システムサーバ更新委託料
	【新規】 水田農業所得向上推進事業費	11,250	6,250			5,000	水田農業所得向上推進補助金 (財源) ・県補助金 6,250
	耕作放棄地解消事業費	300	300				耕作放棄地解消補助金 (財源) ・県補助金 300
	【新規】 農地中間管理事業費	2,385			2,385		基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・受託事業収入 2,385
	環境保全型農業直接支援対策費	1,245	933			312	環境保全型農業直接支払交付金 (財源) ・県補助金 933
	【一部新規】 農水産物地産地消推進事業費	2,480	750			1,730	地域農水産物活用セミナー委託料(新規)、 農水産物直接取引推進業務委託料、 都市圏での就農意向調査業務委託料ほか (財源) ・地方創生推進交付金 750
	オリーブ利活用支援事業費	150			150		荒尾市オリーブ研究会補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 150
	梨の苗木補助事業費	400				400	(R1～) 梨の苗木補助金
	がまだす里モン支援事業費	500	250			250	(R3～) がまだす里モン支援事業補助金 (財源) ・県補助金 250
	特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	122				122	普通旅費
	※資料13 【拡充】 農水産物販路拡大推進事業費	15,497	5,000		5,000	5,497	(R3補正～) 荒尾梨販路拡大プロジェクト業務委託料、 農水産物等国外プロモーション実施業務委託料(新規) (財源) ・地方創生推進交付金 5,000 ・企業版ふるさと納税基金繰入金 5,000
新型コロナウイルス対策事業費(農業振興)	150	97			53	(R3～) 農業制度資金利子補給金、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成金 (財源) ・県補助金 97	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	新規就農支援事業費	8,250	8,250				新規就農者育成総合対策資金 (財源) ・県補助金 8,250
	農産物被害対策事業費	800				800	(R3～) 農作物被害対策事業費補助金
	農作物栽培支援事業費	200				200	(R3～) 農作物栽培支援補助金
	果樹経営支援事業費	500				500	(R3～) 果樹苗木補助金
	農業用機械・施設等整備事業費	5,000				5,000	(R3～) 農業用機械・施設等整備支援事業補助金
	多面的機能支払交付金事業費	32,905	24,690			8,215	消耗品費、交付金システム保守委託料、交付金ほか (財源) ・県補助金 24,690
	【新規】 団体営土地改良総合整備事業費	5,500	3,575			1,925	※資料14 換地等調整事業委託料 (財源) ・県委託金 3,575
	県営土地改良総合整備事業費	74,088	54,375			19,713	基本報酬、期末手当、補償金ほか (財源) ・県補助金 54,375
	林業振興費	364				364	報償金、小岱松報告書制作委託料
	水産業振興費	1,438	394			1,044	荒尾市アサリ等緊急対策資金利子補給金、荒尾市アサリ等緊急対策資金保証料助成金、海のイベント大会補助金(荒尾マジック釣り大会) (財源) ・県補助金 394
	有明海活性化対策事業費	210				210	贈呈海苔加工委託料、漁港内漁船撤去業務委託料
	水産多面的機能発揮対策事業費	1,200				1,200	水産多面的機能発揮対策事業負担金
	浜の活力再生事業費	2,380				2,380	(R3～) 新規魚種開発支援補助金
7 商 工 費	空き店舗対策事業費	3,123				3,123	空き店舗対策事業補助金
	【新規】 起業家支援センター運営費	7,513			57	7,456	事業運営委託料 (財源) ・行政財産使用料 22 ・自動販売機販売手数料 35
	特産品開発事業費	2,979				2,979	普通旅費、特産品開発等推進業務委託料

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	新型コロナウイルス対策事業費(産業振興)	7,199			2,361	4,838	市内事業所ヒアリング調査委託料、オンデマンド動画による地元企業紹介業務委託料、新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給金(財源) ・新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金繰入金 2,361
	誘客・PR事業費	13,095	7,500			5,595	体験型観光推進事業委託料、総合型パンフレット制作業務委託料、観光情報発信事業補助金ほか(財源) ・県補助金 7,500
	荒尾市周遊観光促進事業費	707				707	消耗品費、デジタルスタンプラリーチラシ作成業務委託料、荒尾市観光アプリ保守管理等委託料
	教育旅行誘致推進事業費	473				473	荒尾玉名教育旅行推進協議会負担金
	有明圏域定住自立圏観光推進事業費	393				393	有明圏域定住自立圏観光推進事業負担金
	世界文化遺産保存活用推進事業費	3,506				3,506	普通旅費、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金ほか
	世界遺産まちづくり人材育成事業費	282				282	報償金、消耗品費、広告媒体作成委託料ほか
	万田坑世界遺産啓発イベント運営事業費	4,150				4,150	万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料、「炭鉱の祭典」実行委員会負担金
	炭鉱電車保存整備事業費	597				597	報償金、消耗品費、オープニングセレモニー業務等委託料ほか
	万田坑・炭鉱館環境整備事業費	4,053				4,053	見学者用ヘルメット、駐車場芝張業務委託料、備品購入費ほか
	※資料15 【新規】 企業誘致調査事業費	3,300				3,300	企業誘致調査業務委託料
	地方消費者行政活性化事業費	7,126	3,367			3,759	基本報酬、費用弁償、消耗品費ほか(財源) ・県補助金 3,367
8 土 木 費	有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金	200				200	負担金
	道路メンテナンス補助事業費(橋梁定期点検)	11,660	6,413			5,247	橋梁定期点検委託料(財源) ・国庫補助金 6,413
	河川改良事業費	5,000		5,000			平山川樹木伐採(財源) ・河川事業債 5,000

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	【拡充】 ※資料16 荒尾駅周辺地区整備事業費	33,871	16,550			17,321	バリアフリー基本構想策定支援業務委託料、駅周辺道路の沿道利活用方策検討業務委託料ほか (財源) ・国庫補助金 16,550
	景観検討事業費	990				990	VRコンテンツ等制作業務委託料
	景観啓発事業費	543				543	(R3～) 手数料、熱気球係留体験飛行業務委託料、借上料
	下水道事業会計支出金	384,260				384,260	(前年度 387,603)
	競馬場跡地管理事業費	16,774			16,774		借上料 (財源) ・市有地建物賃貸料 16,774
	公共工事施工管理支援事業費	19,239				19,239	(R2～) 工事監督支援業務委託料
	公園整備事業費	2,500			2,500		中央緑地整備委託料 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 2,500
	住宅施設改修費	30,088			30,088		大和団地移転用空室修繕工事 (財源) ・住宅使用料 30,088
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	2,250	1,250			1,000	アスベスト含有調査等事業補助金、危険ブロック塀安全確保支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 1,250
	令和2年7月豪雨住まいの再建支援事業費	600	600				(R3～) 住まいの再建支援事業補助金 (財源) ・県補助金 600
	移転費等助成事業費	3,420				3,420	(R4～) 補償金
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担金	554,920				554,920	消防費負担金 (前年度 560,573)
	消防施設新設費	18,595				18,595	格納庫撤去工事、消火栓新設負担金
	消防団備品整備事業費	14,662	4,887			9,775	防火服87着 (財源) ・国庫補助金 4,887
	防災備蓄品等整備事業費	2,000				2,000	消耗品費、食糧費、備品購入費
	自主防災組織育成事業費	358				358	報償金、自主防災組織設立促進助成金(5地区)

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	【一部新規】 防災対策事業費	5,710	150			5,560	保険料(新規)、総合防災ハザードマップ更新業務委託料、備品購入費ほか(財源) ・国庫補助金 150
	【新規】 地域おこし協力隊事業費 (防災安全課)	4,407				4,407	協力隊報酬ほか
10 教 育 費	幼・保・小・中・高連携事業費	100			100		消耗品費(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 100
	児童生徒の運動部活動等在 り方検討会事業費	2,497	1,663			834	基本報酬、検討委員会報酬、普通旅費など(財源) ・県補助金 1,663
	授業改善アドバイザー活用 事業費	805				805	(H30～) 報償金、消耗品費
	新型コロナウイルス対策事業 費(教育)	5,256				5,256	消耗品費
	小学校維持管理費(新型コ ロナウイルス対応)	18,931				18,931	新型コロナウイルス感染症を起因とする経 費増 燃料費、電気料、水道料、電話料
	【拡充】 小学校特別支援教育支援 員事業費	74,234				74,234	支援員36人(+2人) 夏休み期間中の勤務
	【一部新規】 小学校ICT環境整備事業費	120,051				120,051	ICT支援委託料、教育ICT環境整備及び 運用管理業務委託料、借上料ほか (新規)モデル校への学習者用デジタル教 科書の導入、教職員の服務管理等のため のシステム導入
	子ども未来文庫整備事業費 (小学校)	2,000			2,000		(R2～) 消耗品費、図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 2,000
	※資料17 【新規】 魅力ある修学旅行サポート 事業費	2,000			2,000		魅力ある修学旅行サポート事業費補助金 (財源) ・子ども未来基金繰入金 2,000
	スクールソーシャルワーカー 運営事業費(任期付職員人 件費)	4,898				4,898	1人任用(R2.12～)
	中学校維持管理費(新型コ ロナウイルス対応)	11,533				11,533	新型コロナウイルス感染症を起因とする経 費増 燃料費、電気料、水道料、電話料
	【拡充】 中学校特別支援教育支援 員事業費	24,333				24,333	支援員12人(R4年度と同数) 夏休み期間中の勤務
	英語検定チャレンジ事業費	4,598	623		3,975		消耗品費、手数料 (財源) ・県補助金 623 ・準会場経費 394 ・子ども未来基金繰入金 3,581

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	【一部新規】 中学校ICT環境整備事業費	38,801				38,801	ICT支援委託料、教育ICT環境整備及び運用管理業務委託料、借上料ほか(新規)教職員の服務管理等のためのシステム導入
	中学校フリースクール事業費	16,280				16,280	(R2～) 基本報酬(6人)、燃料費、借上料ほか
	子ども未来文庫整備事業費(中学校)	600			600		(R2～) 消耗品費、図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 600
	【新規】 文化財保存整備事業費	4,505				4,505	報償金、普通旅費、埋蔵文化財保存業務委託料
	民俗文化財伝承・活用等事業費	4,707	2,255		40	2,412	(H30～) 調査委員報酬、費用弁償、野原八幡宮風流調査関連委託料ほか (財源) ・国庫補助金 2,255 ・文化財報告書売上金 40
	国際交流員招致事業費	5,272				5,272	(H29補正～) 基本報酬、健康労働保険料、借上料ほか
	※資料18 【新規】 青少年国際交流推進事業費	6,994			5,749	1,245	普通旅費、保険料、シンガポール青少年交流旅行手続委託料ほか (財源) ・子ども未来基金繰入金 5,749
	地域未来塾事業費	4,501	3,000			1,501	報償金、消耗品費、保険料ほか (財源) ・県補助金 3,000
	※資料19 【拡充】 放課後子ども教室推進事業費(拡充分)	299	199			100	報償金、消耗品費 (拡充)1校追加(3校→4校) (財源) ・県補助金 199
	夏休み子ども学び塾事業費	225			38	187	(R2～) 報償金、保険料、夏休み子ども学び塾体験料負担金ほか (財源) ・夏休み子ども学び塾参加料 38
	【新規】 中央公民館開館50周年記念及び働く女性の家開館40周年記念事業費	440				440	報償金
	【新規】 新荒尾市立図書館開館1周年記念事業費	1,000				1,000	報償金
	【新規】 図書館・学校連携事業費	1,814				1,814	図書購入費
	青少年防犯パトロール強化事業費	2,529				2,529	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか
	※資料20 【一部新規】 宮崎兄弟顕彰事業費	2,117				2,117	報償金、普通旅費、「宮崎兄弟物語」原画展会場設営等委託料(新規)ほか

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	あらお子どもスポーツ教室事業費	4,452			360	4,092	基本報酬、報償金、カリキュラム作成等委託料ほか (財源) ・子どもスポーツ教室参加料 360
	荒尾市出身トップアスリート交流事業費	2,258			1,800	458	(R4～) 報償金、普通旅費、消耗品費ほか (財源) ・地域スポーツ活動助成金 1,800
	荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金	172,269				172,269	(R4～) 負担金
	学校給食費無償化事業費	107,996				107,996	(H29～) 学校給食費無償化補助金

※は別紙に事業シート有

## 投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳				前年度(R4)		増減額・率	
		特定財源			一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
		国県支出金	地方債	その他					
1 普通建設事業 (7) + (イ)	(2,297,608)	(808,872)	(805,700)	(78,755)	(604,281)			△ 662,505	△ 58,952
	1,635,103	598,339	475,600	15,835	545,329	2,297,608	604,281	△28.8%	△9.8%
内 訳	(7) 補助事業	(1,336,426)	(796,365)	(469,530)	(15,591)	(54,940)		△ 435,559	△ 12,815
	900,867	590,042	268,700		42,125	1,336,426	54,940	△32.6%	△23.3%
(イ) 単独事業	(961,182)	(12,507)	(336,170)	(63,164)	(549,341)			△ 226,946	△ 46,137
	734,236	8,297	206,900	15,835	503,204	961,182	549,341	△23.6%	△8.4%
2 災害復旧事業	(10,249)				(10,249)			△ 167	△ 167
	10,082				10,082	10,249	10,249	△1.6%	△1.6%
合計 (1 + 2)	(2,307,857)	(808,872)	(805,700)	(78,755)	(614,530)			△ 662,672	△ 59,119
	1,645,185	598,339	475,600	15,835	555,411	2,307,857	614,530	△28.7%	△9.6%

( )書:前年度数値

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	※資料11								
	【拡充】 地球温暖化対策 事業費	253,476	253,476	①個人・事業者 (太陽光パネル) 定額 (蓄電池) 国1/3 (省エネ) 定額 ②公共施設 (太陽光パネル) 国1/2 (蓄電池) 国2/3 (充放電設備) 国1/2	251,976			1,500	充放電設備導入委託料、住宅用太陽光 発電システム等設置補助金、事業者用太 陽光発電システム等設置補助金、住宅用 省エネ性能向上補助金、公共施設への太 陽光発電設備等導入補助金 (財源) ・国庫補助金 251,976
	合併処理浄化槽 設置補助事業費	17,514	17,514	国1/3 県1/3未満	7,884			9,630	45基 (財源) ・国庫補助金 5,838 ・県補助金 2,046
	計	270,990	270,990		259,860			11,130	
6 農林水産業費	土地改良施設維 持管理適正化事 業費	442						442	菜切川左岸排水機場補修負担金 ※長洲町に対する負担金(国庫補助事 業)
	計	442						442	
8 土木費	社会資本整備総 合交付金事業費 (中央野原線)	102,000	102,000	国55/100	56,100	41,310		4,590	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 56,100 ・道路橋梁事業債 41,310
	社会資本整備総 合交付金事業費 (万田田添線)	61,300	61,300	国55/100	33,715	24,800		2,785	補償調査委託料、工事請負費、用地取得 費、補償金 (財源) ・国庫補助金 33,715 ・道路橋梁事業債 24,800
	社会資本整備総 合交付金事業費 (川後田府本線)	41,300	41,300	国55/100	22,715	16,700		1,885	工事請負費、用地取得費、補償金 (財源) ・国庫補助金 22,715 ・道路橋梁事業債 16,700
	【新規】 社会資本整備総 合交付金事業費 (下萩下浦線)	8,200	8,200	国50/100	4,100	3,690		410	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 4,100 ・道路橋梁事業債 3,690
	社会資本整備総 合交付金事業費 (金山六栄線)	9,600	9,600	国50/100	4,800	4,300		500	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 4,800 ・道路橋梁事業債 4,300
	社会資本整備総 合交付金事業費 (増永7号線)	6,000	6,000	国50/100	3,000	2,700		300	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 3,000 ・道路橋梁事業債 2,700
	社会資本整備総 合交付金事業費 (野原赤田線)	33,500	33,500	国55/100	18,425	13,500		1,575	用地測量業務委託料 (財源) ・国庫補助金 18,425 ・道路橋梁事業債 13,500
	道路メンテナンス 補助事業費 (橋梁補修)	20,073	20,073	国55/100	11,038	8,100		935	工事請負費(4橋) (財源) ・国庫補助金 11,038 ・道路橋梁事業債 8,100
	海岸メンテナンス 事業費 (荒尾港海岸堤防)	30,000	30,000	国50/100	15,000	13,500		1,500	工事請負費 (財源) ・国庫補助金 15,000 ・海岸保全事業債 13,500

※は別紙に事業シート有

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	※資料16 【拡充】 荒尾駅周辺地区 整備事業費	11,300	11,300	国50/100	5,650	5,000		650	設計委託料 (財源) ・国庫補助金 5,650 ・都市計画事業債 5,000
	住宅・建築物安全 ストック形成事業 費	12,963	12,963	(耐震診断) 国1/3 (がけ地) 国1/2 県1/4 (耐震設計) 国1/3 (耐震改修) 国11.5% (建替工事) 国11.5% (総合支援) 国2/5	8,392			4,571	戸建木造住宅耐震診断事業補助金 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 戸建木造住宅建替工事補助金 戸建木造住宅総合支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 6,319 ・県補助金 2,073
	公営住宅ストック 総合改善事業費	76,820	76,820	国50/100	38,409	38,400		11	工事請負費(中央区団地、ひばりヶ丘団地) (財源) ・国庫補助金 38,409 ・公営住宅建設事業債 38,400
	計	413,056	413,056		221,344	172,000		19,712	
10 教育費	国重要文化財建 造物保存修理事 業費	206,379	188,800	国50/100 県5/100	103,838	92,200		10,341	設計及び監理委託料、保存修理工事ほか (財源) ・国庫補助金 94,399 ・県補助金 9,439 ・社会教育施設整備事業債 92,200
	荒尾運動公園施 設長寿命化計画 事業費	10,000	10,000	国50/100	5,000	4,500		500	サッカー場防球ネット改修工事 (財源) ・国庫補助金 5,000 ・都市公園事業債 4,500
	計	216,379	198,800		108,838	96,700		10,841	
	合計	900,867	882,846		590,042	268,700		42,125	

※は別紙に事業シート有

(単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	秘書課公用車購入費	5,488		4,700		788	公用車購入費 (財源) ・低公害車導入事業債 4,700
	庁舎施設改修費	129,327		96,900		32,427	庁舎内空調設備更新工事 (財源) ・庁舎整備事業債 96,900
	普通財産施設改修費	6,777				6,777	旧五中トイレ改修工事
	メディア交流館施設改修費	21,730				21,730	空調改修工事
	荒尾総合文化センター施設改修費	6,505				6,505	小ホールインカム装置更新
	計	169,827		101,600		68,227	
3 民生費	清里保育園施設改修費	5,132				5,132	給食室調理器械取替工事、外壁調査設計委託料
	計	5,132				5,132	
4 衛生費	衛生総務費	2,277				2,277	自動車購入費
	斎場施設改修費	3,055				3,055	再燃炉炉内耐火物打替え、炉内台車耐火材張り替え
	リレーセンター施設改修費	6,829				6,829	整備用予備品購入、ボイラー用灯油タンク取替え、清掃事務所駐車場整備
	金山最終処分場施設改修費	3,759				3,759	緩攪拌機取替え、高圧受電設備更新
	松ヶ浦環境センター施設改修費	50,589				50,589	制御盤部品交換ほか
	合併処理浄化槽設置補助事業費	548				548	公民館合併処理浄化槽設置補助金(1基)
	計	67,057				67,057	
6 農林水産業費	農漁業生産施設助成金	7,200				7,200	道路、水路
	有明海環境改善事業補助金	5,500				5,500	補助金
	水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)補助金	1,399	1,399				補助金 (財源) ・県補助金 1,399

※は別紙に事業シート有

(単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	水産基盤整備交付金事業(水産業共同利用施設整備分)補助金	1,040	520			520	補助金 (財源) ・県補助金 520
	計	15,139	1,919			13,220	
7 商 工 費	万田炭鉱館施設改修費	37,765				37,765	空調機更新工事
	万田坑・炭鉱館環境整備事業費	5,044				5,044	ラジコン除草機
	工業団地土地賃貸事業費	17,273			15,835	1,438	用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 15,835
	計	60,082			15,835	44,247	
8 土 木 費	道路施設改修費	78,000		20,000		58,000	五路ヶ辻団地1号線外1件道路改良工事、志振久保線舗装補修工事ほか (財源) ・道路橋梁事業債 20,000
	集落道路改良事業費	13,000				13,000	集落道路改良工事(唐池地区、陣屋敷地区)
	道路改良事業費	38,448		12,400		26,048	用地取得費、社会資本整備(道路)事務費等 (財源) ・道路橋梁事業債 12,400
	交通安全施設整備事業費	8,000				8,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	海岸堤防事業費	1,500		1,300		200	海岸メンテナンス(海岸堤防)事務費 (財源) ・海岸保全事業債 1,300
	※資料16 【拡充】 荒尾駅周辺地区整備事業費	16,294				16,294	設計委託料
	一般排水路施設改修費	31,000				31,000	排水路改良工事(宮内出目地区、府本地区外1件、宮内地区、万田地区)
	都市計画事業費	1,065		900		165	社会資本整備(都市計画)事務費 (財源) ・都市公園事業債 400 ・都市計画事業債 500
	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	3,000	3,000				土砂災害特別警戒区域からの移転補助 (財源) ・県補助金 3,000
	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費	2,000	1,000			1,000	(R2~) ユニバーサルデザイン改修に対する補助 (財源) ・県補助金 1,000
	公営住宅ストック総合改善事業費(単独分)	14,066				14,066	工事請負費(中央区団地、ひばりヶ丘団地)の補助対象外経費
	計	206,373	4,000	34,600		167,773	

※は別紙に事業シート有

## (単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
9 消 防 費	消防団施設改修費	6,563				6,563	屋根外壁改修(1-2、3-3)、格納庫周辺舗装(8-2)
	消防施設新設費	10,977		10,600		377	格納庫用地分筆測量委託料、自動車購入費(財源) ・消防施設整備事業債 10,600
	避難所施設改修費	1,408		1,400		8	万田中央体育館トイレ設計委託料(財源) ・防災施設整備事業債 1,400
	計	18,948		12,000		6,948	
10 教 育 費	小学校施設改修費	91,476		36,700		54,776	平井小放送設備更新工事、有明小体育館屋根改修工事、清里小職員トイレ改修工事、一小児童昇降口サッシ改修工事、緑ヶ丘小プール改修工事(財源) ・小学校施設整備事業債 36,700
	小学校施設長寿命化改修事業費	44,000				44,000	長寿命化改良工事設計委託料、バリアフリー化工事設計委託料
	中学校施設改修費	41,066		19,000		22,066	全中女子トイレ洋式化改修、三中駐車場整備工事、三中体育倉庫改修工事、四中職員トイレ改修工事(財源) ・中学校施設整備事業債 19,000
	中学校施設長寿命化改修事業費	4,200				4,200	バリアフリー化工事設計委託料
	文化財関連施設改修費	4,757	2,378			2,379	別当塚古墳群保存整備等委託料、消耗品費(財源) ・県補助金 2,378
	運動公園施設改修費	2,824				2,824	サッカー場トイレ改修工事、市民体育館駐車場区画線設置工事
	地域体育館施設改修費	3,355		3,000		355	万田中央体育館屋根外壁改修調査設計委託料(財源) ・保健体育施設事業債 3,000
計	191,678	2,378	58,700		130,600		
合 計	734,236	8,297	206,900	15,835	503,204		

※は別紙に事業シート有

( 災害復旧事業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
11 災 害 復 旧 費	農業災害復旧費	1,000				1,000	修繕費、手数料、測量委託料
	土木災害復旧費	9,082				9,082	手数料、測量委託料、工事請負費ほか
	計	10,082				10,082	
	合 計	10,082				10,082	

## 特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (R4)	増減額
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
国民健康保険	623,940	285,133			338,807	627,512	△ 3,572
介護保険	915,735	68,059			847,676	959,179	△ 43,444
後期高齢者医療	291,629	187,568			104,061	282,602	9,027
南新地土地区画整理事業	146,615				146,615	210,655	△ 64,040
計	1,977,919	540,760			1,437,159	2,079,948	△ 102,029

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料1

新規・拡充	予算	款	01議会費	項	01議会費	目	01議会費	
事業名	市議会タブレット端末導入事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標						所管 部局	議会事務局
	具体的な施策							
本年度 予算額 (千円)	1,855	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							1,855	
目的・趣旨	<p>現在、本市議会は、本会議その他の全ての会議において、議案書をはじめ全ての資料が紙媒体によって配布されており、審議中に過去の資料との比較又は会議録の確認が必要となった場合、現状では難しい状況にある。タブレット端末を導入することによって、以後の会議における配布資料及び会議録のほか、過去の会議における配布資料及び会議録の一部についてもデータベース化が可能となり、議員の審議能力の向上、さらには、議会運営の効率化を図ることが可能となるため、議会のICT化を図るものである。</p>							
事業概要等	<p>各議員にタブレット端末を貸与し、議員活動の充実、議会運営の効率化、ペーパーレス化等を図る。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般消耗品費 162</li> <li>・手数料 266</li> <li>・タブレット端末保守委託料 69</li> <li>・タブレット端末・文書管理システム操作研修委託料 231</li> <li>・文書管理システム使用料 99</li> <li>・タブレット端末借上料 570</li> <li>・備品購入費 458</li> </ul>							
主な 特定財源 (千円)								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料2

新規・拡充	予算	款 02総務費	項 01総務管理費	目 07企画費					
事業名	市内高校活性化事業費(高校生が教えるデジタルデバインド解消事業、高校生と連携した「暮らしたいまち日本一」事業)								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる						所管部局	総合政策課
	具体的な施策	①-4-(ウ)教育環境の整備・充実							
本年度予算額(千円)	995	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
						995			
目的・趣旨	<p>少子化やそれに伴う高校間での生徒獲得の競争が加速化していることを背景として、市内中学校における卒業生の市内高校への進学率は23.5%(令和3年度)と減少傾向であり、その対策が急務である。</p> <p>令和5年度から高校生を主体に、市と高校の魅力発信及び市の課題解決にも寄与する事業を実施することで、市民との交流促進による地元高校への親近感の向上及び活性化を図り、ひいては、本市の子育て環境の魅力向上につなげる。</p>								
事業概要等	<p>デジタル機器に苦手意識がある高齢者を念頭に、行政とは違った高校生の視点で、気軽にスマートフォンの使い方を学べる講座等を開催する。また、「暮らしたいまち日本一」の実現に向け、高校生と連携し、市の魅力発信及び市の課題解決に資するような事業を展開する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生が教えるデジタルデバインド解消事業委託料 500</li> <li>・高校生と連携した「暮らしたいまち日本一」事業委託料 495</li> </ul>								
主な特定財源(千円)	子ども未来基金繰入金 995								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料3

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費	
事業名	公共施設総合管理事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標						所管部局	公共施設マネジメント推進室
	具体的な施策							
本年度予算額(千円)	181,743	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							181,743	
目的・趣旨	<p>本市の公共施設は、7割以上が築30年以上と老朽化が進んでおり、修繕等の維持管理に係るコストは増加傾向にある。また、各施設の維持管理は、施設ごとに所管課がそれぞれ行っており、非効率な管理体制となっている。本事業では、民間事業者のノウハウ及び人材を活用することで、市民サービスの向上、安全性の向上及び業務の効率化を図り、持続可能な施設管理体制を構築することを目的としている。</p>							
事業概要等	<p>市内の公共施設のうち、市営住宅、学校施設等の43施設を対象として、これまで個別に委託してきた管理業務を集約化して民間事業者に委託する(委託期間は令和5年度から令和9年度までの5年間)。 委託の対象業務は、①保守点検等業務、②不具合対応業務、③修繕業務(小修繕・市営住宅空室修繕)、④市営住宅管理補助業務及び⑤付加サービス業務(巡回点検等)であり、受託事業者は、全体のマネジメント及び不具合の一次対応等を行い、個別の保守点検及び修繕の実施については、これまでどおり地域の事業者が担うスキームとなっている。 また、事業の円滑な実施のため、市役所本庁舎内に受託事業者の現地事務所(管理センター)を設置し、市と受託事業者で連携して対象施設の管理を行う。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・公共施設総合管理業務委託料 181,743</p>							
主な特定財源(千円)								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料4

新規(拡充)	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費
事業名	荒尾市移住促進事業費						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	④あらおファンを増やすとともに、移住しやすい環境をつくる				所管 部局	くらしいきいき課
	具体的な施策	④-2-(ア)二地域住居や住み替えの支援					
本年度 予算額 (千円)	7,900	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				2,000			5,900
目的・趣旨	コロナ禍において、地方移住の機運が高まっている中、市外の移住希望者に対し、本市での住宅取得に係る経費の補助及びテレワーク等近年の多様化する働き方に応じた経済的支援を行うことで、本市への移住促進を図る。						
事業概要等	<p>1 荒尾市移住促進補助金 市外居住者が中学生以下の子を帯同し、市内に住宅を取得(新築・購入)した場合、一律200,000円を補助する。また、取得した住宅が空家バンク登録物件の場合は、300,000円を加算する。補助金は合わせて最大500,000円</p> <p>2 テレワーク補助金 市外居住者が移住前の業務を継続しながら市内へ移住した場合、一律100,000円を補助する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾市移住促進補助金 6,900</li> <li>・テレワーク補助金 1,000</li> </ul>						
主な 特定財源 (千円)	移住定住促進すまい支援県補助金 2,000						

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料5

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	09文化振興費
事業名	荒尾総合文化センター施設改修費(大ホール舞台関係改修工事) ※債務負担行為						
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標					所管部局	文化企画課
	具体的な施策						
本年度予算額(千円)	515,968	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					464,300		51,668
目的・趣旨	荒尾総合文化センター開館から36年が過ぎ、経年劣化に伴い建物及び各設備の補修改修の必要性が高まっている。荒尾総合文化センターは、災害時の代替庁舎としての役割もあるため、補修改修を行うことで、安心安全な施設運営を行い、長寿命化を図ることを目的とする。						
事業概要等	<p>大ホールの舞台関係の設備である、舞台機構、音響設備及び床面張替の大規模改修を2年かけて行う。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舞台機構改修工事 273,900</li> <li>・音響設備更新工事 132,068</li> <li>・舞台床面張替工事 110,000</li> </ul>						
主な特定財源(千円)	文化施設整備事業債 464,300						

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料6

⑧新規・拡充	予算	款	02総務費	項	03戸籍住民基本台帳費	目	01戸籍住民基本台帳費	
事業名	住民票等コンビニ交付事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標						所管部局	市民課
	具体的な施策							
本年度予算額(千円)	6,440	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
						217	6,223	
目的・趣旨	<p>本市のマイナンバーカード交付率は、令和4年12月末時点で57.3%となっており、コンビニ交付についての問合せが増えている。住民にマイナンバー制度を通じてデジタル社会を実感していただくため、更なるマイナンバーカードの普及促進と利便性向上を必要としている。</p> <p>マイナンバーカードの交付の増加に伴い、コンビニでマイナンバーカードを使って住民票と印鑑証明書を取得することができるようにすることで、住民の利便性向上とマイナンバーカード普及促進を図る。</p>							
事業概要等	<p>全国のコンビニエンスストア等約56,000店舗に設置されているキオスク端末で、マイナンバーカードを利用して住民票と印鑑証明書を取得できるサービスを実施し、令和5年11月中旬からサービス開始できるようにシステム改修を行う。提供時間は午前6時30分から午後11時までとなっており、市役所の開庁時間以外でも取得することができるようになる。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通旅費 158</li> <li>・コンビニ事業者等への委託手数料 85</li> <li>・Acrocityコンビニ交付システム改修委託料 4,400</li> <li>・Acrocityコンビニ証明プリント保守委託料 660</li> <li>・コンビニ交付負担金(J-LISへの負担金) 1,137</li> </ul>							
主な特定財源(千円)	戸籍謄抄本等手数料(コンビニ交付) 217							

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料7

新規・拡充	予算	款	03民生費	項	01社会福祉費	目	01社会福祉総務費		
事業名	障害計画策定費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる					所管 部局	福祉課	
	具体的な施策	②-2-(イ)障がい者の社会参画の促進							
本年度 予算額 (千円)	6,754	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							6,754		
目的・趣旨	<p>障害者基本法の規定により「障害者計画」が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により「障害福祉計画」の策定が義務付けられている。 これらの計画は、障がい者の社会参加を促進し、安心して住み慣れた地域で生活していくための基盤整備の指針となるものである。</p>								
事業概要等	<p>現在、「第3次荒尾市障がい者計画」及び「第6期障がい福祉計画」を策定しているが、それぞれ令和5年度が計画の最終年度であるため、次期計画を策定する。 「第3次荒尾市障がい者計画」は、障がいのある人もない人も地域で安心して生き生きと暮らせるための仕組みづくりのための指針であり、「第6期障がい福祉計画」は、障害福祉サービスの提供体制を確保するための計画である。 策定に当たっては、アンケート調査、策定委員会による協議を行い、アンケートの実施及び結果の分析、計画書の作成等をコンサル業者に委託する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・障がい者計画・障がい福祉計画策定委託料 6,754</p>								
主な 特定財源 (千円)									

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料8

新規(拡充)	予算	款	03民生費	項	02児童福祉費	目	01児童福祉総務費			
事業名	ファミリー・サポート・センター拡充事業費									
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管部局	子育て支援課		
	具体的な施策	①-3-(イ)ニーズに合わせた保育環境の整備								
本年度予算額(千円)	1,500	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
			500	500			500			
目的・趣旨	<p>子育ての援助をしたい者(協力会員)と援助を受けたい者(依頼会員)からなる会員組織であるファミリー・サポート・センターについて、子どもを預かる場所が原則協力会員の自宅であるため、両者共に預かりに負担又は不安を感じる人がいる。地域子育て支援拠点を子どもの預かり場所として活用することで、協力会員の預かり環境整備等に係る負担及び抵抗感並びに依頼会員の預かりに対する不安を軽減し、利便性を向上させることを目的とする。また、子育てに関心の高い拠点利用者に活動を周知することを通じて、協力会員の確保及び活動の活性化を行うことを目的とする。</p>									
事業概要等	<p>保育所、幼稚園、一時預かり等で対応しきれていない保育ニーズに対応することを目的としているファミリー・サポート・センターの会員の活動において、活動場所の選択肢として地域子育て支援拠点を増やす。また、預かり活動を担う協力会員の確保を促進する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>・事業運営委託料 1,500</p>									
主な特定財源(千円)	<p>(拠点等との連携実施加算分)</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業費国庫補助金 500</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業費県補助金 500</p>									

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料9

新規・拡充	予算	款	03民生費	項	02児童福祉費	目	01児童福祉総務費		
事業名	こどものこころを育む絵本助成事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる						所管 部局	子育て支援課
	具体的な施策	①-3-(イ)ニーズに合わせた保育環境の整備							
本年度 予算額 (千円)	900	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
						900			
目的・趣旨	<p>子どもは絵本を読んだり、読んでもらうことが大好きであり、子どもの教育・保育にとって、絵本は有用なツールである。絵本を楽しむことは豊かな想像力を身に付け、読み聞かせは愛情をたくさん受けられる体験であることから、絵本購入のための補助を行い、多くの絵本に触れる機会を与えることで、子どもの情緒を安定させ愛着形成につなげる。</p>								
事業概要等	<p>市内保育所・幼稚園・認定こども園18園全園に対し、絵本購入に係る費用の助成(上限5万円/年)及び購入を行う。</p> <p>【公立保育所】1園 荒尾市清里保育園</p> <p>【私立保育所】7園 シオン園保育所、桜山保育園、野原保育園、本井手みのり保育園、荒尾市中央保育園、なかよしの森保育園、カンガルー保育園</p> <p>【幼稚園】1園 荒尾第一幼稚園</p> <p>【認定こども園】8園 あけぼの幼稚園、荒尾四ツ山幼稚園、小鳩幼稚園、第二四ツ山幼稚園、府本幼稚園、みやじま幼稚園、荒尾めぐみ幼稚園、なかよし保育園</p> <p>【小規模保育事業所】1園 桜山乳児保育園fiora</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書購入費 50</li> <li>・絵本購入費用助成金 850</li> </ul>								
主な 特定財源 (千円)	子ども未来基金繰入金 900								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料10

新規(拡充)	予算	款	03民生費	項	02児童福祉費	目	01児童福祉総務費		
事業名	子ども医療費助成拡充事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管部局	子育て支援課	
	具体的な施策	①-3-(ア)子育て世帯の経済的負担の軽減							
本年度予算額(千円)	15,522	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
							15,522		
目的・趣旨	18歳までの医療費完全無料化を行うことで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを促進することを目的とする。								
事業概要等	<p>子ども医療費の助成対象年齢について、現行は満15歳となった年度の3月末(中学生該当年齢)までとしている。令和5年10月受診分からは満18歳となった年度の3月末(高校生相当年齢)まで対象年齢を拡充し、外来・入院共に自己負担なしとする。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料 765</li> <li>・子ども医療費現物給付経費 353</li> <li>・医療費助成申請書データエントリー業務委託料 19</li> <li>・子ども医療費システム改修委託料 385</li> <li>・子ども医療費 14,000</li> </ul>								
主な特定財源(千円)									

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料11

新規(拡充)	予算	款	04衛生費	項	01保健衛生費	目	05公害対策費																						
事業名	地球温暖化対策事業費																												
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる						所管 部局	環境保全課																				
	具体的な施策	⑤-2-(ア)脱炭素社会の実現																											
本年度 予算額 (千円)	259,196	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																						
			251,976				7,220																						
目的・趣旨	<p>地球温暖化が原因とされる自然災害が多く発生する中、地球温暖化対策として国及び県は温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにする目標を掲げている。</p> <p>本市も令和3年3月議会において2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を行い、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする実行計画を策定した。この計画に基づき市民、事業者及び行政が協働で排出量の削減に取り組み、再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの地産地消を促進し、脱炭素・循環型社会への転換に取り組む。</p>																												
事業概要等	<p>脱炭素社会を目的とした地球温暖化対策実行計画の計画的な推進を図るため、荒尾市環境審議会において、取組成果の検証及び今後の課題を抽出し、具体的な取組の再検討を行う。取組内容の検討に当たってはシミュレーションツールを使用し、取組の実施による効果も含め検討を行い、本市温室効果ガス排出量の算定については、市民及び事業者に対し、電力等の消費実態調査を実施する。</p> <p>この他、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用し、一般住宅及び事業者への太陽光発電設備及び蓄電池の設置、ZEH等に対して補助を行う。また、公共施設への太陽光発電設備、蓄電池及び充放電設備の設置を行い、再エネ導入及び省エネの促進を推進し、地球温暖化防止を図る。</p> <p>また、市民・事業者の地球温暖化対策に対する意識の高揚及び自主的な行動を促すため、省エネの取組、再エネ設備導入による経済的メリット及び補助金を活用した際のコスト回収シミュレーションを記載した啓発チラシを製作する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="0"> <tr> <td>・環境審議会委員報酬</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>・費用弁償</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>・印刷製本費</td> <td>917</td> </tr> <tr> <td>・郵便料</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>・充放電設備導入委託料(重点対策加速化事業)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>・環境施策策定シミュレーションツール使用料</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>・住宅用太陽光発電システム等設置補助金</td> <td>64,507</td> </tr> <tr> <td>・事業者用太陽光発電システム等設置補助金</td> <td>86,617</td> </tr> <tr> <td>・住宅用省エネ性能向上補助金(ZEH及びZEH+)</td> <td>11,850</td> </tr> <tr> <td>・公共施設への太陽光発電設備等導入補助金</td> <td>87,502</td> </tr> </table>									・環境審議会委員報酬	158	・費用弁償	209	・印刷製本費	917	・郵便料	36	・充放電設備導入委託料(重点対策加速化事業)	3,000	・環境施策策定シミュレーションツール使用料	4,400	・住宅用太陽光発電システム等設置補助金	64,507	・事業者用太陽光発電システム等設置補助金	86,617	・住宅用省エネ性能向上補助金(ZEH及びZEH+)	11,850	・公共施設への太陽光発電設備等導入補助金	87,502
・環境審議会委員報酬	158																												
・費用弁償	209																												
・印刷製本費	917																												
・郵便料	36																												
・充放電設備導入委託料(重点対策加速化事業)	3,000																												
・環境施策策定シミュレーションツール使用料	4,400																												
・住宅用太陽光発電システム等設置補助金	64,507																												
・事業者用太陽光発電システム等設置補助金	86,617																												
・住宅用省エネ性能向上補助金(ZEH及びZEH+)	11,850																												
・公共施設への太陽光発電設備等導入補助金	87,502																												
主な 特定財源 (千円)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 251,976																												

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料12

新規・拡充	予算	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 10保健事業費					
事業名	スマートヘルスケアサービス事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる						所管 部局	スマートシティ推進 室
	具体的な施策	②-1-(ア)ライフステージに応じた疾病予防							
本年度 予算額 (千円)	201,700	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			100,000				101,700		
目的・趣旨	<p>現在、本市の医療費は全国平均及び類似団体の数値を上回っており、75歳以上の人口のピークである2030年以後、医療給付費のピークを2035年頃に迎え、また、要介護認定者の数も右肩上がりに増加することが予測されている。医療・介護給付費の増加を抑制するため、健康寿命の延伸を図る取組が必要となる。</p> <p>今回実施する事業を通して、将来の疾病予測をすることでハイリスク者に対し早期に改善アプローチを実施することが可能となり、生活習慣の改善による市民の健康長寿を推進する。</p>								
事業概要等	<p>【フォーネスビジュアス】</p> <p>1 AI健診結果予測シミュレーション AIで将来の検査結果値を予測する「健診結果予測シミュレーション」サービスにて健診受診率及び保健指導受診率を改善し、生活習慣改善を促す。同時にハイリスク者をピックアップの効率化を行う。</p> <p>2 疾患発症リスク検査・介入サービス 血液検査にて将来の疾患リスクが予測できる「フォーネスビジュアス検査」を行い、さらになんがん・認知症・循環器疾患などの各個人の疾患リスクに応じて、医師・保健師による徹底的な人的介入及び「フォーネスビジュアスアプリ」によるITでの介入、生活習慣の改善支援を行う。</p> <p>3 健康増進サービス スマートフォンアプリ「フォーネスビジュアスアプリ」を活用した日常でのさりげないセンシングにより気づきを与え、行動変容を後押しする。市民に広く提供し、域内商業施設と連携しクーポンなどのインセンティブを市民に与えながら行動変容を強く促す。</p> <p>【デジタル健康手帳】 医療情報及びおくすり手帳・日常健康データを一元的に管理することで、自らの健康管理に役立て、医療機関を超えた情報管理と活用をサポートする。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料 1,400</li> <li>・スマートヘルスケアサービス事業委託料 200,000</li> <li>・封入封緘委託料 300</li> </ul>								
主な 特定財源 (千円)	デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ(type1)) 100,000								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料13

新規(拡充)	予算	款	06農林水産業費	項	01農業費	目	03農業振興費		
事業名	農水産物販路拡大推進事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる						所管 部局	農林水産課
	具体的な施策	③-2-(イ)農水産業の成長産業化							
本年度 予算額 (千円)	15,497	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			5,000			5,000	5,497		
目的・趣旨	<p>荒尾梨の販路については、庭先販売及び個人市場出荷が中心であるが、社会情勢、風習、家族構成等の変化により贈答品用の需要が激減しており、市場出荷についても安値で推移していることから、梨農家の経営が不安定な状況が続いている。</p> <p>以上のことを踏まえて、梨農家をはじめとした市内農水産事業者の経営安定化及び農業所得の向上、持続可能な梨産地の維持等につなげることを目的に販路拡大を図るものである。</p>								
事業概要等	<p>【荒尾梨販路拡大プロジェクト】 令和4年度に発表した「ことのみ」ブランドの更なるプロモーションを行い、ブランドの確立につなげる。 ・ブランドサイトの立ち上げ ・ポップアップストアでの販売会(熊本市、荒尾市)</p> <p>【農水産物等国外プロモーション】 本市の農水産物等を国外の販路拡大を目的とした市場調査を行うとともに、荒尾フェアを現地で開催し、本市農水産物の魅力発信を行う。 あわせて、観光プロモーションも実施し、本市全体のプロモーション、情報発信につなげる。 ・農水産物マーケティング(現地バイヤー及び食品関連事業者との意見交換等) ・荒尾フェア(現地での本市農水産物を使用したフェア等) ・観光プロモーション(市長によるトップセールス、PR動画の制作、旅行会社との商談等)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒尾梨販路拡大プロジェクト業務委託料 10,000</li> <li>・農水産物等国外プロモーション実施業務委託料 5,497</li> </ul>								
主な 特定財源 (千円)	地方創生推進交付金 5,000 企業版ふるさと納税基金繰入金 5,000								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料14

新規・拡充	予算	款	06農林水産業費	項	01農業費	目	07耕地費			
事業名	団体営土地改良総合整備事業費									
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる					所管 部局	農林水産課		
	具体的な施策	③-2-(イ)農水産業の成長産業化								
本年度 予算額 (千円)	5,500	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
				3,575			1,925			
目的・趣旨	平山及び府本地区において、農地、農業用施設等が整備されておらず農作業の効率が悪く、農地、農業用施設等の管理にも大きな負担がかかっている。また、高齢化が進んでおり、担い手の数も不足し耕作放棄地が増加している現状である。基盤整備を行うことで、農作業の効率化、生産性の向上及び安定的な農業経営の確立を図る。									
事業概要等	<p>基盤整備の的確な実施を図るために、地区内の農地等状況調査、相続調査等基礎調査を行い、地元推進委員と共に営農構想、換地設計基準等を作成する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換地等調整事業委託料 5,500</li> </ul> <p>【事業内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平山地区(21ha) 2,200</li> <li>・府本地区(34ha) 3,300</li> </ul>									
主な 特定財源 (千円)	農業基盤整備委託金 3,575									

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料15

新規・拡充	予算	款 07商工費	項 01商工費	目 07企業誘致促進費
事業名	企業誘致調査事業費			
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	③雇用の確保と所得の向上で安定した暮らしをつくる		所管部局 産業振興課
	具体的な施策	③-1-(ア)企業立地の推進		
本年度 予算額 (千円)	3,300	財源内訳	国庫支出金	一般財源
			県支出金	
				3,300
目的・趣旨	<p>都心部に本社をもつIT系・事務系企業においては、コロナ禍をきっかけに地方への拠点創設の動きが顕著になっている。本市としてもDXの推進を図る中においてはIT系・事務系の企業誘致は必須であり、本市への進出後は、地場企業との連携及び取引拡大を目指していく。</p> <p>またIT系・事務系は、女性が働きやすい業種でもあることから、女性の活躍の場としても効果が期待できる。</p> <p>さらには、荒尾駅前の空き店舗をはじめ、校舎跡等を受皿にして誘致を行うことで施設の利活用を図る。IT系・事務系の企業誘致はあらゆる面で市全体の活性化が期待できる。</p>			
事業概要等	<p>上半期において企業誘致調査を行う業者との委託契約の下、地方に拠点創出を計画している企業と年数回行われる誘致交渉の場(マッチングイベント)で営業活動を行う。関係性のできた企業へは年間を通じて直接本社訪問を行い、具体的な誘致交渉に入る。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致調査委託料 3,300</li> <li>【事業内訳】</li> <li>・マッチングイベント出店 1,100</li> <li>・誘致支援ミーティングによる活動支援 1,210</li> <li>・個別企業紹介&amp;フォロー 990</li> </ul>			
主な 特定財源 (千円)				

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料16

新規(拡充)	予算	款	08土木費	項	05都市計画費	目	01都市計画総務費	
事業名	荒尾駅周辺地区整備事業費							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	⑤先進的で持続可能なまちをつくる					所管部局	都市計画課
	具体的な施策	⑤-1-(エ)持続可能な交通ネットワークの形成と公共交通の活性化						
本年度 予算額 (千円)	61,465	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
			22,200		5,000		34,265	
目的・趣旨	荒尾駅周辺から荒尾海陽スマートタウンまでを核とした「人幸増加」「交流、にぎわいの創出」「利便性向上」機能を有した多世代の市民及び来訪者が集まる拠点の形成を行う。							
事業概要等	<p>荒尾駅周辺地区のバリアフリー基本計画の策定に関し、関係事業者との協議を本格的に開始する。沿道利活用検討に向けた地域住民を中心としたワークショップを継続し、荒尾駅周辺中心拠点の歩行空間ネットワーク促進及び道路機能の強化を図り、地区内の利便性向上を目標に掲げ事業を行う。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員報酬 345</li> <li>・費用弁償 326</li> <li>・市道外磯境崎線道路改良に伴う実施設計業務委託料 11,300</li> <li>・南新地公園緑地設計業務委託料 16,294</li> <li>・バリアフリー基本構想策定支援業務委託料 14,700</li> <li>・駅周辺道路の沿道利活用方策検討業務委託料 18,500</li> </ul>							
主な 特定財源 (千円)	社会資本整備総合交付金(まちなかウォークアブル) 9,200 都市構造再編集集中支援事業国庫補助金 13,000 都市計画事業債 5,000							

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料17

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	02小学校費	目	02教育振興費		
事業名	魅力ある修学旅行サポート事業費								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管部局	教育振興課	
	具体的な施策	①-4-(ア)確かな学力の育成							
本年度予算額(千円)	2,000	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
						2,000			
目的・趣旨	<p>修学旅行の活性化を通じて、本市教育委員会が取組を進めている「魅力あるOnlyOneの学校づくり」及び「郷土学習の理解促進」の充実を図るとともに、本市の目指す「魅力あるまちづくり」の一助とすることを目的とし、修学旅行費用に対して助成を行う。</p> <p>令和5年度においては、小学校5校程度を対象としたモデル事業として実施し、効果検証を行う。</p>								
事業概要等	<p>児童の修学旅行の費用について、10,000円以内で助成を行う。          (助成は学校に対する補助形式での実施を想定)  <b>【助成を行う際の基本要件】</b>          ①児童の発案・計画等による旅行プランの設定          ②旅行先での交流活動及び荒尾市の情報発信          ③教育用タブレット端末の活用          ④旅行終了後の報告(ホームページ等)          ⑤その他、各校のアイデアをいかした取組等          上記の取組により、児童の自主性の伸長及び「OnlyOneの学校づくり」の更なる推進を図り、旅行先の学校との交流等を行うことによる「荒尾の魅力」の発信に努め、新たな「荒尾ファン」の獲得につなげる。          小学校におけるモデル事業の成果等を踏まえ、後年度の事業展開を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p style="text-align: center;">・魅力ある修学旅行サポート事業費補助金 2,000          (補助上限額10千円 × 対象者見込(児童)200人 = 2,000千円)</p>								
主な特定財源(千円)	子ども未来基金繰入金 2,000								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料18

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	01社会教育総務費																		
事業名	青少年国際交流推進事業費																								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる						所管 部局	文化企画課																
	具体的な施策	①-4-(イ)豊かな心の育成																							
本年度 予算額 (千円)	6,994		財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																	
							5,749	1,245																	
目的・趣旨	<p>荒尾市宮崎兄弟資料館とシンガポール孫中山南洋記念館・晩晴園は、孫文と宮崎滔天との歴史的関係と深い友誼を礎として、2019年9月に両館提携についての基本合意書を締結した。両館の絆を更に深めるため、双方の交流を通じて、郷土愛、国際感覚を併せ持つ、荒尾の未来を担う「グローバル」な人材を育成することを目的とする。</p>																								
事業概要等	<p>「あらおグローバル人材教育プログラム」で、荒尾の参加者(中学生)はシンガポールに渡航し、同世代のシンガポールの中学生との対面交流を行う。対面交流に臨むために参加者には事前学習において、学芸員、国際交流員(CIR)等から両国の歴史・文化及び英語について学習してもらい、歴史を前提とした文化交流のための基礎的な力を身に付けることを目指してもらう。</p> <p>本市の「小さな大使」として国境を超えた人々とのつながりを実感すること、そして、多様な文化や考え方に触れることによって、参加者が世界の中での自己を認識する機会とすることを目指す。さらに、異文化を背景に持つ生徒との相互学習により理解を深め、積極性及び自主性を持つ「グローバル」な人材の育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・講師謝金</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>・費用弁償</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td>・交際費</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>・通信運搬費</td> <td style="text-align: right;">30</td> </tr> <tr> <td>・保険料</td> <td style="text-align: right;">99</td> </tr> <tr> <td>・シンガポール青少年交流旅行手続委託料</td> <td style="text-align: right;">6,627</td> </tr> <tr> <td>・青少年交流プログラム成果物製作委託料</td> <td style="text-align: right;">83</td> </tr> </table>									・講師謝金	5	・費用弁償	30	・普通旅費	90	・交際費	30	・通信運搬費	30	・保険料	99	・シンガポール青少年交流旅行手続委託料	6,627	・青少年交流プログラム成果物製作委託料	83
・講師謝金	5																								
・費用弁償	30																								
・普通旅費	90																								
・交際費	30																								
・通信運搬費	30																								
・保険料	99																								
・シンガポール青少年交流旅行手続委託料	6,627																								
・青少年交流プログラム成果物製作委託料	83																								
主な 特定財源 (千円)	子ども未来基金繰入金 5,749																								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料19

新規・ <b>拡充</b>	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	01社会教育総務費		
事業名	放課後子ども教室推進事業費(拡充分)								
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	②誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる						所管 部局	生涯学習課
	具体的な施策	②-3-(ウ)子どもたちとの交流を通じた学びの充実							
本年度 予算額 (千円)	299	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
				199			100		
目的・趣旨	<p>小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの放課後の活動拠点を設け、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。本事業は、文部科学省所管の下、県の補助で取り組んでいる事業で、本市では平成19年度から開始し、現在まで3校で実施しており、新たに1校開設する。</p>								
事業概要等	<p>【活動内容】 コーディネーター及びスタッフ支援の下、児童が宿題、季節行事及び体験活動を行う。          【実施時期】 令和5年6月～令和6年2月の週2日(夏休み、冬休みは除く)。曜日は学校によって異なる。          【参加児童】 1～3年生          【現実施校】 八幡小、有明小、桜山小</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金 289</li> <li>・一般消耗品費 10</li> </ul>								
主な 特定財源 (千円)	地域学校協働活動推進費県補助金 199								

【令和5年度一般会計 新規・拡充事業シート】資料20

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	04社会教育費	目	09宮崎兄弟の生家施設管理費	
事業名	宮崎兄弟顕彰事業費(開館30周年記念事業)							
重点戦略『あらお未来プロジェクト』	基本目標	①切れ目のない充実した子育て環境をつくる					所管 部局	文化企画課
	具体的な施策	①-4-(イ)豊かな心の育成						
本年度 予算額 (千円)	1,815	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							1,815	
目的・趣旨	<p>日本伝統文化の茶会に加え、中国の伝統音楽である二胡の演奏を同時に行うことで、文化財の活用を図り、「荒尾市宮崎兄弟の生家施設の設置及び管理に関する条例」に掲げる日中友好のシンボル施設として国際交流に資すること。</p> <p>また、生家施設開館30周年に、「デジタルまんが偉人伝 宮崎兄弟物語」を通じて一般の方にも広く知ってもらい、宮崎兄弟の顕彰及び宮崎兄弟資料館入館者数増につなげることを目指す。</p>							
事業概要等	<p>1 毎年恒例事業として実施している「牡丹茶会」に、中国の伝統音楽である二胡の演奏会を併せて行う。</p> <p>2 宮崎兄弟の歴史については近代史の難解さから一般的にはあまり認知されていない現状である。そこで、生家施設開館30周年という記念の年に、漫画という親しみやすい文化を通じて、広く周知啓発を行う。図書館のデジタルライブラリに実装された「宮崎兄弟物語」の活用促進、さらに、漫画を通じて宮崎兄弟への興味関心を喚起するため、漫画家及び小学館の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金(牡丹茶会、「宮崎兄弟物語」原画展講演会謝金分) 320</li> <li>・印刷製本費 159</li> <li>・「宮崎兄弟物語」原画展会場設営等委託料 1,336</li> </ul>							
主な 特定財源 (千円)								

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 720,414 千円  
 (歳出)・社会保障施策に要する経費 10,132,079 千円

【社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉費	153,899			21,474	22,364	110,061
	身体障害者福祉費	119,000	59,500			10,049	49,451
	福祉手当費	36,154	27,115			1,527	7,512
	障害者自立支援給付費	2,002,059	1,499,588			84,859	417,612
	障害者地域生活支援事業費	47,018	25,542		4,342	2,894	14,240
	児童福祉総務費	783,168	289,829		15,651	80,674	397,014
	児童措置費	3,051,461	2,296,507		81,164	113,792	559,998
	母子福祉費	34,642	21,781			2,172	10,689
	扶助費(生活保護費)	1,515,180	1,138,930			63,543	312,707
小計	7,742,581	5,358,792		122,631	381,874	1,879,284	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	377,932	285,133			15,672	77,127
	介護保険給付費	753,447	68,059			115,751	569,637
	後期高齢者医療費	961,320				162,352	798,968
小計	2,092,699	353,192			293,775	1,445,732	
保健衛生	予防費	206,333	3,124		14,006	31,953	157,250
	救急医療対策費	11,861				2,003	9,858
	保健事業費	78,605	2,221		12,382	10,809	53,193
小計	296,799	5,345		26,388	44,765	220,301	
合計	10,132,079	5,717,329		149,019	720,414	3,545,317	

入湯税が充てられる経費

(歳入)・入湯税 5,700 千円  
 (歳出)・入湯税が充てられる経費 95,548 千円

【入湯税が充てられる経費】 (単位:千円)

事業区分	経費	事業費の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	52,876				3,995	48,881
消防施設等の整備	29,572		10,600		1,433	17,539
観光施設の整備	10,000	5,000	4,500		38	462
観光振興	3,100				234	2,866
合計	95,548	5,000	15,100		5,700	69,748

## 令和5年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位：千円)

款	説明	本年度	前年度	比較	
1 国民健康保険税	一般	医療給付費現年課税分	595,741	614,739	△ 18,998
		医療給付費滞納繰越分	19,702	21,585	△ 1,883
		後期高齢者支援金現年課税分	198,954	204,382	△ 5,428
		後期高齢者支援金滞納繰越分	6,541	7,492	△ 951
		介護納付金現年課税分	55,154	57,520	△ 2,366
		介護納付金滞納繰越分	2,807	2,862	△ 55
		小計	878,899	908,580	△ 29,681
	退職	医療給付費現年課税分	2	2	0
		医療給付費滞納繰越分	19	135	△ 116
		後期高齢者支援金現年課税分	2	2	0
		後期高齢者支援金滞納繰越分	3	42	△ 39
		介護納付金現年課税分	2	2	0
		介護納付金滞納繰越分	4	34	△ 30
		小計	32	217	△ 185
	計	878,931	908,797	△ 29,866	
2	使用料及び手数料	800	800	0	
3	国庫支出金	250	0	250	
4 県支出金	普通交付金	5,504,562	5,598,832	△ 94,270	
	特別交付金	保険者努力支援制度交付金	40,617	29,105	11,512
		特別調整交付金(市町村分)	83,228	98,880	△ 15,652
		傷病手当金	1,980	200	1,780
		県繰入金(2号分)	51,857	78,238	△ 26,381
		特定健康診査等負担金	17,200	17,926	△ 726
		小計	194,882	224,349	△ 29,467
	計	5,699,444	5,823,181	△ 123,737	
5	財産収入	1	1	0	
6 繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(支援分)	121,294	122,124	△ 830
		保険基盤安定繰入金(軽減分)	256,638	254,207	2,431
		未就学児均等割保険税繰入金	2,249	1,798	451
		出産育児一時金繰入金	16,666	14,000	2,666
		事務費繰入金	105,419	110,901	△ 5,482
		財政安定化支援繰入金	119,538	123,152	△ 3,614
		乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	2,136	1,330	806
		小計	623,940	627,512	△ 3,572
		財政調整基金繰入金	100,000	68,510	31,490
	計	723,940	696,022	27,918	
7	繰越金	1	1	0	
8 諸収入	一般	延滞金	1,000	1,000	0
		第三者納付金	5,000	5,000	0
		返納金	50	50	0
	退職	延滞金	1	1	0
		第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
	雑入	療養費等軽減特例措置分	1	1	0
		特定健康診査等実費徴収金	938	1,050	△ 112
		雑入	42,489	20	42,469
		計	49,481	7,124	42,357
	歳入合計	7,352,848	7,435,926	△ 83,078	

## 歳出の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一般管理費	職員給与費	64,132	69,409	△ 5,277
		物件費	28,521	27,868	653
	小計		92,653	97,277	△ 4,624
	連合会負担金		1,990	2,028	△ 38
	徴税费(賦課徴収費)		5,948	5,928	20
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		7,327	8,358	△ 1,031
計			108,622	114,295	△ 5,673
2 保険給付費	一般	療養給付費	4,701,630	4,787,039	△ 85,409
		療養費	32,972	28,878	4,094
		高額療養費	768,924	781,870	△ 12,946
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
		小計	5,504,556	5,598,817	△ 94,261
	退職	療養給付費	2	11	△ 9
		療養費	1	1	0
		高額療養費	1	1	0
		高額介護合算療養費	1	1	0
		移送費	1	1	0
	小計		6	15	△ 9
	審査手数料		12,596	12,596	0
	出産育児一時金		25,000	21,000	4,000
	出産育児一時金手数料		11	11	0
	葬祭費		2,400	2,400	0
	傷病手当金		1,980	200	1,780
計			5,546,549	5,635,039	△ 88,490
3 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分		1,169,915	1,149,057	20,858
	後期高齢者支援金等分		309,275	283,175	26,100
	介護納付金分		101,337	104,494	△ 3,157
計			1,580,527	1,536,726	43,801
4 共同事業拠出金			3	5	△ 2
6 保健事業費	特定健康診査等事業費		43,709	44,061	△ 352
	保健衛生普及費		38,925	31,287	7,638
計			82,634	75,348	7,286
7 基金積立金			1	1	0
8 公債費			329	329	0
9 諸支出金	一般	保険税還付金	4,070	4,070	0
		還付加算金	100	100	0
	償還金		10	10	0
	退職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
計			4,183	4,183	0
10 予備費			30,000	70,000	△ 40,000
歳出合計			7,352,848	7,435,926	△ 83,078

## 令和5年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

## &lt; 保険事業勘定 &gt;

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	1,006,094	1,007,872	△ 1,778
2款 分担金及び負担金	分担金	利用者負担金	14,409	15,671	△ 1,262
3款 使用料及び手数料	手数料	総務手数料	1	1	0
		督促手数料	250	220	30
		計	251	221	30
4款 国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	977,204	1,045,796	△ 68,592
		調整交付金	354,418	355,272	△ 854
	国庫補助金	総合事業調整交付金	6,803	6,352	451
		保険者機能強化推進交付金	8,166	11,175	△ 3,009
		地域支援事業交付金	80,645	79,823	822
		保険者努力支援交付金	10,329	10,473	△ 144
	小計	460,361	463,095	△ 2,734	
	計	1,437,565	1,508,891	△ 71,326	
5款 支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,431,475	1,533,225	△ 101,750
		地域支援事業支援交付金	36,741	34,304	2,437
		計	1,468,216	1,567,529	△ 99,313
6款 県支出金	県負担金	介護給付費負担金	745,869	799,754	△ 53,885
		県補助金	43,724	43,087	637
		計	789,593	842,841	△ 53,248
7款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	24	111	△ 87
9款 繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	662,720	709,826	△ 47,106
		職員給与費等繰入金	53,926	52,428	1,498
		事務費繰入金	64,618	63,243	1,375
		低所得者保険料軽減繰入金	90,747	90,595	152
		地域支援事業繰入金	43,724	43,087	637
	小計	915,735	959,179	△ 43,444	
	基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	84,840	183,374	△ 98,534
	計	1,000,575	1,142,553	△ 141,978	
10款 繰越金	繰越金		1	1	0
11款 諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
		第1号被保険者加算金	1	1	0
		小計	101	101	0
	雑入	第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
		雑入	3,691	3,696	△ 5
	小計	3,693	3,698	△ 5	
	計	3,794	3,799	△ 5	
歳 入 合 計			5,720,522	6,089,489	△ 368,967

## 【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	119,627	117,479	2,148
		連合会負担金	154	154	0
		小計	119,781	117,633	2,148
	徴收費	賦課徴收費	3,303	3,270	33
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	267	258	9
		認定調査等費	43,289	42,321	968
		認定審査会共同設置負担金	13,509	13,490	19
		小計	57,065	56,069	996
	趣旨普及費		235	215	20
	計画策定委員会費		367	101	266
計			180,751	177,288	3,463
2款 保険給付費	介護サービス等諸費		4,924,662	5,251,020	△ 326,358
	介護予防サービス等諸費		129,869	145,646	△ 15,777
	審査支払手数料		6,020	6,184	△ 164
	高額介護サービス等費		113,536	114,481	△ 945
	高額医療合算介護サービス等費		19,885	28,021	△ 8,136
	特定入所者介護サービス等費		107,791	133,265	△ 25,474
計			5,301,763	5,678,617	△ 376,854
5款 地域支援事業費	包括的支援事業・任意事業費		90,925	94,043	△ 3,118
	介護予防・生活支援サービス事業費		122,815	118,307	4,508
	一般介護予防事業費		16,863	13,608	3,255
計			230,603	225,958	4,645
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	1	0	1
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金		1,904	1,904	0
	繰出金		0	222	△ 222
	計			1,904	2,126
9款 予備費	予備費		5,000	5,000	0
歳 出 合 計			5,720,522	6,089,489	△ 368,967

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区 分			本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	19,200	19,200	0
2款 繰入金	基金繰入金	介護サービス事業基金繰入金	14,760	14,561	199
歳 入 合 計			33,960	33,761	199

【歳出】

(単位：千円)

区 分			本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	2,304	1,942	362
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	31,456	31,619	△ 163
4款 予備費	予備費		200	200	0
歳 出 合 計			33,960	33,761	199

# 議第5号資料

## 令和5年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

### 【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	461,580	442,332	19,248
	普通徴収保険料	157,361	150,944	6,417
	計	618,941	593,276	25,665
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	41,538	40,663	875
	保険基盤安定繰入金	250,091	241,939	8,152
	計	291,629	282,602	9,027
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	23,649	23,319	330
	滞納処分費	0	1	△ 1
	雑入	7,864	12,089	△ 4,225
計	33,713	37,609	△ 3,896	
歳入合計		944,368	913,572	30,796

### 【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	46,563	50,432	△ 3,869
	徴收費	2,504	2,113	391
	計	49,067	52,545	△ 3,478
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	869,133	835,316	33,817
3 款 保健事業費	健康診査費	23,068	22,611	457
4 款 諸支出金	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	計	2,100	2,100	0
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		944,368	913,572	30,796

## 令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計予算資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区		分		本年度	前年度	比較
1款	保留地処分金	保留地処分金		32,400	51,784	△ 19,384
2款	分担金及び負担金	負担金	土木費負担金	0	17,440	△ 17,440
3款	国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	20,000	184,500	△ 164,500
5款	繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	146,615	210,655	△ 64,040
8款	市債	市債	土木債	481,300	1,154,100	△ 672,800
歳 入 合 計				680,315	1,618,479	△ 938,164

## 【歳出】

(単位：千円)

区		分		本年度	前年度	比較
1款	総務費	総務管理費	一般管理費	99,475	79,471	20,004
2款	事業費	南新地事業費		522,999	1,499,679	△ 976,680
3款	公債費	公債費	元金	34,328	24,404	9,924
			利子	22,513	13,925	8,588
		計		56,841	38,329	18,512
4款	予備費	予備費		1,000	1,000	0
歳 出 合 計				680,315	1,618,479	△ 938,164

# 議第7号資料

## 令和5年度荒尾市水道事業会計予算資料

### 1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
給水戸数(戸)	23,360	23,390	△ 30	前年度決算見込 23,370
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	5,281,000	5,404,000	△ 123,000	前年度決算見込 5,389,000
1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	14,429	14,805	△ 376	前年度決算見込 14,764
有収水量(m <sup>3</sup> )	4,806,000	4,949,000	△ 143,000	前年度決算見込 4,904,000
有収率(%)	91.0	91.6	△ 0.6	前年度決算見込 91.0

### 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 営業収益	802,906	820,048	△ 17,142	1. 営業費用	1,070,225	1,026,854	43,371
①給水収益	795,493	817,212	△ 21,719	①職員給与費	61,100	58,768	2,332
②受託工事収益	5,000	0	5,000	②委託料(包括:修繕費)	49,646	49,222	424
③その他営業収益	2,413	2,836	△ 423	委託料(包括:動力費)	94,919	56,591	38,328
2. 営業外収益	303,104	315,218	△ 12,114	委託料(包括:その他)	202,087	198,501	3,586
①受取利息	11	12	△ 1	委託料(包括以外)	118,026	131,329	△ 13,303
②他会計補助金	36,842	39,865	△ 3,023	③減価償却費	452,449	441,722	10,727
③消費税還付金	30,000	35,000	△ 5,000	④その他	91,998	90,721	1,277
④長期前受金戻入	202,536	200,713	1,823	2. 営業外費用	67,110	59,528	7,582
⑤雑収益	33,715	39,628	△ 5,913	①支払利息	67,108	59,526	7,582
3. 特別利益	2	2	0	②雑支出	2	2	0
				3. 特別損失	2	2	0
				4. 予備費	1,000	1,000	0
計	1,106,012	1,135,268	△ 29,256	計	1,138,337	1,087,384	50,953

\*収入総額1,106,012千円、支出総額1,138,337千円、収支差引 △32,325千円

\*対前年度比 収入2.6%減、支出4.7%増

### 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 企業債	447,900	594,400	△ 146,500	1. 建設改良費	827,281	844,951	△ 17,670
2. 工事負担金	16,140	31,592	△ 15,452	①委託料(包括:工事費)	705,716	691,761	13,955
3. 他会計負担金	9,900	9,900	0	委託料(包括:その他)	103,131	115,303	△ 12,172
4. 補助金	178,088	168,718	9,370	②その他	18,434	37,887	△ 19,453
5. 固定資産売却代金	1	1	0	2. 企業債償還金	296,061	277,459	18,602
計	652,029	804,611	△ 152,582	計	1,123,342	1,122,410	932

\*収入総額652,029千円、支出総額1,123,342千円、収支差引 △471,313千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額471,313千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,975千円、当年度分損益勘定留保資金256,913千円及び建設改良積立金154,425千円で補填するものとする。

\*建設改良費の主なもの

- ・荒尾地区配水管布設工事
- ・南新地土地区画整理事業区画内配水管布設工事
- ・下水道工事に伴う配水管布設工事
- ・八幡台水源地発電機更新工事
- ・桜山水源地No.2加圧タンク更新工事
- ・屋形山配水池更新工事

## 令和5年度荒尾市下水道事業会計予算資料

## 1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
接続戸数(戸)	15,500	15,800	△ 300	前年度決算見込 15,500
年間総処理水量(m <sup>3</sup> )	4,237,000	4,347,000	△ 110,000	前年度決算見込 4,326,000
1日平均処理水量(m <sup>3</sup> )	11,577	11,910	△ 333	前年度決算見込 11,852
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	3,814,000	3,913,000	△ 99,000	前年度決算見込 3,815,000
主要な建設改良事業(千円)	297,320	572,150	△ 274,830	

## 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.営業収益	862,449	915,222	△ 52,773	1.営業費用	1,246,235	1,249,984	△ 3,749
①下水道使用料	781,205	801,468	△ 20,263	①職員給与費	64,663	74,040	△ 9,377
②他会計負担金	81,207	113,717	△ 32,510	②光熱水費	26,098	19,686	6,412
③その他営業収益	37	37	0	③修繕費	53,047	80,053	△ 27,006
2.営業外収益	497,168	498,587	△ 1,419	④委託料	437,216	411,838	25,378
①受取利息及び配当金	3	3	0	⑤減価償却費	638,226	633,076	5,150
②他会計補助金	198,524	202,621	△ 4,097	⑥その他	26,985	31,291	△ 4,306
③長期前受金戻入	298,580	295,892	2,688	2.営業外費用	101,898	113,460	△ 11,562
④雑収益	61	71	△ 10	①支払利息	90,898	93,460	△ 2,562
3.特別利益	2	2	0	②消費税及び地方消費税	10,000	20,000	△ 10,000
				③雑支出	1,000	0	1,000
				3.特別損失	51	51	0
計	1,359,619	1,413,811	△ 54,192	計	1,348,184	1,363,495	△ 15,311

\*収入総額 1,359,619千円、支出総額 1,348,184千円、収支差引 11,435千円

\*対前年度比 収入3.8%減、支出1.1%減

## 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.企業債	402,100	448,300	△ 46,200	1.建設改良費	693,752	767,771	△ 74,019
2.補助金	293,529	346,615	△ 53,086	2.借入償還金	505,557	515,029	△ 9,472
3.工事負担金	1	1	0	3.国庫補助金返還金	24,000	1,000	23,000
4.固定資産売却代金	1	30,000	△ 29,999				
5.受益者負担金	12,663	13,674	△ 1,011				
計	708,294	838,590	△ 130,296	計	1,223,309	1,283,800	△ 60,491

\*収入総額 708,294千円、支出総額 1,223,309千円、収支差引 △515,015千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額515,015千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,352千円、当年度分損益勘定留保資金352,146千円、減債積立金8,810千円及び建設改良積立金121,707千円で補填するものとする。

\*建設改良費の主なもの

- ・有明地区汚水枝線管渠布設工事
- ・南新地汚水枝線管渠布設工事
- ・荒尾市桜山浄化センター統合関連工事
- ・大島浄化センター耐震診断・設計業務委託
- ・雨水現況調査・台帳整備業務委託

議第9号資料

令和5年度荒尾市病院事業会計予算

1. 収益的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	7,953,548	7,206,012	747,536	1 病院事業費用	8,739,866	7,162,537	1,577,329
1 医業収益	7,095,085	6,329,891	765,194	1 医業費用	7,989,166	7,022,470	966,696
入院収益	4,917,702	4,318,680	599,022	給与	4,402,579	4,182,960	219,619
外来収益	1,820,953	1,651,914	169,039	給与・報酬	3,355,950	3,149,530	206,420
その他医業収益	374,430	377,297	△ 2,867	法定福利費等其他給与費	1,046,629	1,033,430	13,199
(170,837)	(191,747)	(△ 20,910)		材料費	1,731,162	1,396,792	334,370
保険等査定減	△ 18,000	△ 18,000	0	薬品費	1,112,026	840,000	272,026
2 医業外収益	845,805	863,463	△ 17,658	診療材料費	605,136	542,792	62,344
他会計補助金	108,482	139,641	△ 31,159	医療消耗備品費	14,000	14,000	0
(108,482)	(139,641)	(△ 31,159)		経費	1,526,587	1,099,698	426,889
資本費繰入収益	1	6,560	△ 6,559	光熱水費	132,824	85,000	47,824
(1)	(6,560)	(△ 6,559)		修繕費	23,000	55,000	△ 32,000
他会計負担金	243,567	185,599	57,968	賃借料	116,612	101,521	15,091
(243,567)	(185,599)	(57,968)		委託料	838,707	709,152	129,555
その他医業外収益	493,755	531,663	△ 37,908	その他経費	415,444	149,025	266,419
3 特別利益	12,658	12,658	0	減価償却費	295,550	302,150	△ 6,600
(0)	(0)	(0)		資産減耗費	2,000	10,000	△ 8,000
収益的収入合計	7,953,548	7,206,012	747,536	研究研修費	31,288	30,870	418
(522,887)	(523,547)	(△ 660)		2 医業外費用	165,000	116,067	48,933
				支払利息	87,000	33,667	53,333
				その他医業外費用	78,000	82,400	△ 4,400
				3 特別損失	575,700	14,000	561,700
				4 予備費	10,000	10,000	0
				収益的支出合計	8,739,866	7,162,537	1,577,329

( )は、繰入金

◇患者見込数

1. 入院	83,814 人 ( 229.0人 × 366日 )
高度急性期	4,026 人 ( 11.0人 × 366日 )
急性期	64,782 人 ( 177.0人 × 366日 )
回復期	15,006 人 ( 41.0人 × 366日 )
2. 外来	90,639 人 ( 373.0人 × 243日 )

◇1日1人当たり収益

1. 入院	58,674 円
高度急性期	151,500 円
急性期	58,736 円
回復期	33,500 円
2. 外来	20,090 円

2. 資本的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	6,271,880	5,705,833	566,047	1 資本的支出	6,539,453	5,927,005	612,448
1 企業債	6,206,000	5,622,430	583,570	1 建設改良費	6,275,451	5,633,003	642,448
施設整備事業債	4,243,800	5,322,430	△ 1,078,630	土地購入費	16,720	1	16,719
医療機器整備事業債	1,962,200	300,000	1,662,200	建物建設改良費	4,140,940	5,323,000	△ 1,182,060
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0	構築物建設改良費	145,590	1	145,589
3 補助金	58,507	78,009	△ 19,502	器械備品購入費	1,972,200	310,000	1,662,200
4 他会計負担金	1(1)	1(1)	0	その他改良費	1	1	0
5 他会計出資金	1,980(1,980)	1(1)	1,979(1,979)	2 企業債償還金	231,000	258,600	△ 27,600
6 医学生奨学資金貸付金返還金	1	1	0	3 医学生奨学資金貸付金	24,000	26,400	△ 2,400
7 看護学生奨学資金貸付金返還金	1	1	0	4 看護学生奨学資金貸付金	9,000	9,000	0
				5 電話加入権	1	1	0
(繰入金合計)	(524,868)	(523,549)	(1,319)	6 投資	1	1	0

( )は、繰入金

令和5年度当初予算

	収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	7,953,548	8,739,866	△ 786,318
2. 資本的収支	6,271,880	6,539,453	△ 267,573
	14,225,428	15,279,319	△ 1,053,891

【3条】建設コンサル委託費 37,400千円、消耗備品費 238,441千円、機器移設等 90,500千円、引越費用 44,000千円  
【4条】造成費 16,720千円、建築工事費 3,673,530千円、解体工事費 447,420千円、施工監理費 46,420千円、医療機器整備 1,862,200千円、ネットワーク構築費 119,160千円

【備考】新病院移転に伴う特殊事情(下記の経費を考慮すると黒字化)

①経常収支ベース	②純損益ベース	
経常収支	純損益	消耗備品 238,441千円
△ 213,276	△ 786,318	機器移設費 90,500千円
		引越費用 44,000千円
消費備品費 238,441千円		既存建物除却費 431,000千円
経常収支	純損益	
25,165	17,623	

参考・・・令和4年度当初予算

	収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	7,206,012	7,162,537	43,475
2. 資本的収支	5,705,833	5,927,005	△ 221,172
	12,911,845	13,089,542	△ 177,697

【3条】建設コンサル委託費 19,400千円  
【4条】建築工事費 5,133,600千円、施工監理費 58,630千円、ネットワーク構築費 130,000千円

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(部の設置) 第2条 市長の事務部に次の部を置く。 総務部 市民環境部 保健福祉部 <u>産業建設部</u></p>	<p>(部の設置) 第2条 市長の事務部に次の部を置く。 総務部 <u>地域振興部</u> 市民環境部 保健福祉部 <u>建設農水部</u></p>
<p>別表 (第3条関係) <u>産業建設部</u> (1) 道路、河川、港湾その他土木に関すること。 (2) <u>都市計画及び都市開発に関すること。</u> (3) <u>公共用地の取得に関すること。</u> (4) <u>建築及び住宅に関すること。</u> (5) <u>商工業に関すること。</u> (6) <u>企業誘致に関すること。</u> (7) <u>雇用及び労働に関すること。</u> (8) <u>観光に関すること。</u> (9) <u>農林水産業に関すること。</u> (10) <u>土地改良に関すること。</u> (11) <u>農業委員会に関すること。</u></p>	<p>別表 (第3条関係) <u>地域振興部</u> (1) <u>商工業に関すること。</u> (2) <u>企業誘致に関すること。</u> (3) <u>雇用及び労働に関すること。</u> (4) <u>観光に関すること。</u> (5) <u>都市計画及び都市開発に関すること。</u> (6) <u>スマートシティに関すること。</u> <u>建設農水部</u> (1) <u>道路、河川、港湾その他土木に関すること。</u> (2) <u>公共用地の取得に関すること。</u> (3) <u>建築及び住宅に関すること。</u> (4) <u>農林水産業に関すること。</u> (5) <u>土地改良に関すること。</u> (6) <u>農業委員会に関すること。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2～8 附則による改正関係参照

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例（附則による改正関係） 新旧対照表

附則第2項（荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）PFI事業等審査委員会条例の一部改正）	現行	改正後
（庶務） 第9条 委員会の庶務は、 <u>総務部総合政策課</u> において処理する。		（庶務） 第9条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部スマートシティ推進室</u> において処理する。

附則第3項（荒尾市観光振興計画策定等委員会条例の一部改正）	現行	改正後
（庶務） 第7条 委員会の庶務は、 <u>産業建設部産業振興課</u> において処理する。		（庶務） 第7条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部産業振興課</u> において処理する。

附則第4項（荒尾市土地改良事業換地委員会条例の一部改正）	現行	改正後
（庶務） 第8条 委員会の庶務は、 <u>産業建設部農林水産課</u> において処理する。		（庶務） 第8条 委員会の庶務は、 <u>建設農水部農林水産課</u> において処理する。

附則第5項（荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部改正）	現行	改正後
（庶務） 第11条 審議会の庶務は、 <u>産業建設部都市計画課</u> において処理する。		（庶務） 第11条 審議会の庶務は、 <u>地域振興部都市計画課</u> において処理する。

附則第6項（荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正）	現行	改正後
（庶務） 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業建設部建築住宅課</u> において処理する。		（庶務） 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設農水部建築住宅課</u> において処理する。

附則第7項 (荒尾市都市計画審議会条例の一部改正)

現 行	改 正 後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>産業建設部</u> 都市計画課において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>地域振興部</u> 都市計画課において処理する。

附則第8項 (荒尾市住居表示審議会条例の一部改正)

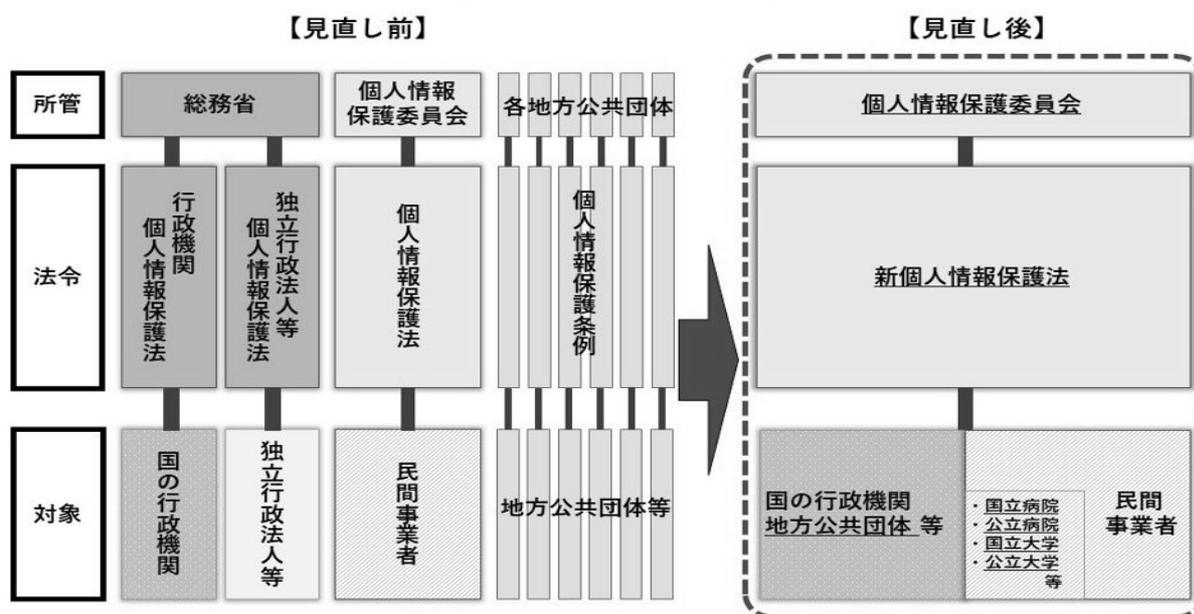
現 行	改 正 後
(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>産業建設部</u> 都市計画課において行う。	(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>地域振興部</u> 都市計画課において行う。

荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（概要）

1 制定趣旨

本市の個人情報保護制度については、荒尾市個人情報保護条例により運用しているところ、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護及びデータ流通の両立等に向け個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、令和5年4月1日から法の規定に従って運用することとなるため、法の施行に必要な整備を行うための条例を制定する。なお、現行の荒尾市個人情報保護条例は廃止するものとする。

【制度改正のイメージ】



2 条例内容

(1) 保有個人情報の開示請求等について

ア 個人情報の開示範囲の調整（第3条）

法は、法と情報公開条例で開示請求に係る開示範囲に差異がある場合、条例の定めにより開示範囲を調整することを認めており、荒尾市情報公開条例の規定では開示になるところ、法の規定では不開示になる場合があるため、開示範囲が広い荒尾市情報公開条例に合わせて、次の事項について開示する。

(ア) 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名

(イ) 法人等に関する情報のうち、支出の相手方の名称等

イ 開示請求等の手続（第4条、第7条及び第9条）

開示請求書等の記載事項について、現在使用する様式の内容に合わせて必要な事項を記載することができるよう必要記載事項を規則に委任する。

ウ 開示決定等の期限（第5条、第8条及び第10条）

法では、開示決定等の期限を請求日から30日以内と定めるが、現行の条例では15日以内と定めていることから、開示請求等の決定期限は15日以内と

する。

エ 開示請求に係る手数料等（第6条）

開示請求に係る手数料は無料とし、開示請求者は文書の写しの交付等について実費を負担する。

(2) 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（第11条）

次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要と認めるものについて諮問することができる。

ア 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるための基準を定めようとする場合

イ 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

なお、法施行後は、個人情報の取得、利用、提供等について審査会への諮問を要件とすることはできない。

**3 施行期日**

令和5年4月1日

## 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日から法の規定に従って個人情報保護制度を運用することとなることから、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務等必要な整備を行うため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### (1) 審査会の所掌事務について

審査会は市の機関等の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。また、アに掲げる事務を通じて必要があると認める場合に、実施機関に意見を述べる。

ア 荒尾市情報公開条例に基づく開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求に関する事項及び情報公開に関する重要な事項

イ 法又は荒尾市議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求に関する事項

ウ 市の機関等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

エ 特定個人情報保護評価に関する事項

#### (2) 必要な用語の定義について

諮問庁、行政文書及び保有個人情報の用語の意義について定める。

#### (3) 調査審議について

審査会は、調査審議（審査請求に係る調査審議を除く。）をするため必要があると認めるときは、市の機関等に資料の提出等の必要な協力を求めることができ、特に必要があると認めるときは、市の機関等以外の者に対しても必要な協力を依頼することができる。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(設置)</p> <p><u>第2条</u> 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第18条及び荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。）第43条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2. 前項に定めるもののほか、審査会は、次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議する。</p> <p>(1) 個人情報保護条例の規定により審査会の権限に属するとされた事項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項</p>	<p>(設置)</p> <p><u>第2条</u> 次に掲げる事務を行うため、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。</p> <p>(2) 実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、情報公開に関する重要な事項について調査審議し、答申すること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。</p> <p>(4) 荒尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。</p> <p>(5) 荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第11条又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議し、答申すること。</p> <p>(6) 市の機関（荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、</p>

現 行	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>実施機関</u> <u>情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関</u></p> <p>(2) <u>諮問実施機関</u> <u>情報公開条例第18条又は個人情報保護条例第43条の規定により審査会に諮問をした実施機関</u></p> <p>(3) <u>行政文書</u> <u>情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）</u></p> <p>(4) <u>保有個人情報</u> <u>個人情報保護条例第23条第1項、第33条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第2条第5号</u></p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議し、答申すること。</u></p> <p>(7) <u>第1号又は第2号に掲げる事務を通じて必要があると認められる場合に、情報公開に関する事項について、実施機関に意見を述べること。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>諮問庁</u> <u>情報公開条例第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問をした議会をいう。</u></p> <p>(2) <u>行政文書</u> <u>情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。</u></p> <p>(3) <u>保有個人情報</u> <u>個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）又は議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>に規定する保有個人情報をいう。)</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>行政文書</u>又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>行政文書</u>に記録されている情報又は保有個人情報の内容に関する情報又は整理された資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は<u>諮問実施機関</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認めるときは、<u>諮問実施機関</u>の提出を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。</p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、<u>審査請求に係る事件</u>に関し必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、<u>行政文書</u>又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 <u>諮問庁</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、<u>審査請求に係る事件</u>に関し必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、<u>行政文書</u>に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は<u>諮問庁</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認めるときは、<u>諮問庁</u>の提出を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。</p>
<p>(<u>実施機関への意見</u>)</p> <p>第14条 審査会は、第2条に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、<u>情報公開及び個人情報の保護に関する事項</u>について、<u>実施機関に意見を述べることができる。</u></p>	<p>(<u>審査請求に係る調査審議以外の調査審議</u>)</p> <p>第14条 審査会は、第2条第2号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>実施機関</u>に対して、同条第5号又は第6号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>市の機関</u>又は<u>議会</u>に対して、<u>資料の提出、意見の開陳、説明</u>その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 <u>審査会</u>は、第2条第2号に掲げる事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、<u>実施機関</u>以外の者に対しても、同条第5号又は第6号に掲げる事務を遂行するため特に必要があると認めるときは</p>

現 行	改 正 後
	市の機関以外の者又は議会以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にされた荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に係る荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に審査会が行っている前項に規定する審査請求に関する調査審議以外の調査審議については、この条例による改正後の第2条に規定する審査会の事務に該当すると認められるものに限る。なお従前の例による。

荒尾市情報公開条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(行政文書の開示を請求できるもの)  <u>第5条</u> 次に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の開示（第5号に掲げるもの）<u>にあっては、そのもの有する利害関係に係る行政文書の開示に限る。</u>）を請求することができる。  <u>(1) 市の区域内に住所を有する者</u>  <u>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u>  <u>(3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u>  <u>(4) 市の区域内に存する学校に在学する者</u>  <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの</u></p>	<p>(行政文書の開示を請求できるもの)  <u>第5条</u> 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

国家公務員に準じて、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設することにより、当該職員の福祉を増進し、職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の向上につながる柔軟な働き方を推進していくため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

次に掲げる場合において、職員本人が請求したときに、早出遅出出勤をさせることができるものとする。

(1) 次の職員が当該子を養育する場合

ア 小学校就学前の子がいる職員

イ 小学校等就学中の子がいる職員であって、規則で定めるもの

(2) 要介護者のある職員が当該者を介護する場合

### 3 施行期日

令和5年4月1日

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(時間外勤務代休時間) 第8条の2 略</p>	<p>(時間外勤務代休時間) 第8条の2 略</p> <p><u>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのもものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの</p> <p>2. 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3. 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、より子育てしやすい環境づくりを促進させるため、医療費を完全無償化する年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで引き上げるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 医療費の一部負担金について、高校生に相当する年齢までを全額助成の対象とする。

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和5年10月受診分から)
中学校3年生まで	自己負担なし (全額助成)	変更なし
18歳に達する日以後最初の3月31日まで (高校生に相当する年齢まで)	<u>助成なし</u>	<u>自己負担なし</u> <u>(全額助成)</u>

(2) 受給資格者の認定及び助成の申請は、保護者が行うものとしているが、中学生までとしていた医療費の全額助成の対象を高校生に相当する年齢までに拡大することに伴い、子どもについても申請できることとする。

3 施行期日

令和5年10月1日

4 経過措置

令和5年10月1日以後の診療に係る医療費について適用

5 予算について

【歳出関係】 令和5年度予算額 205,572千円（令和3年度決算額 190,666千円）

内訳

191,572千円（中学生までの予算額）

14,000千円（10月以後の高校生相当年齢の助成額）

※今後の子ども医療費の年間の予算規模（概算） 240,000千円

【歳入関係】 令和5年度熊本県補助見込み額 22,003千円

内訳

6,705千円（令和5年度経常分）

15,298千円（熊本県こども医療費助成事業補助金（乳幼児医療費補助金から改称予定）として提示された助成増額見込み）

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども</u>の<u>保護者</u>に対して医療費の一部を助成することによって、<u>子ども</u>の<u>疾病</u>の<u>早期治療</u>を促進し、その<u>健康</u>の<u>保持</u>及び<u>健全な育成</u>と<u>子育て支援</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども</u>又はその<u>保護者</u>に対して医療費の一部を助成することによって、<u>子ども</u>の<u>疾病</u>の<u>早期治療</u>を促進し、その<u>健康</u>の<u>保持</u>及び<u>健全な育成</u>と<u>子育て支援</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>満15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>満18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>
<p>(受給資格者の認定)</p> <p>第5条 <u>受給資格者の認定</u>を受けようとする<u>当該子ども</u>の<u>保護者</u>は、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(受給資格者の認定)</p> <p>第5条 <u>受給資格者の認定</u>を受けようとする<u>当該子ども</u>又はその<u>保護者</u>は、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(助成の申請)</p> <p>第6条 <u>保護者</u>は、第4条の規定による助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、次条第4項の規定により医療費の助成を行ったものとみなすときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(助成の申請)</p> <p>第6条 <u>受給資格者</u>又はその<u>保護者</u> (以下「<u>受給資格者等</u>」という。)は、第4条の規定による助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、次条第4項の規定により医療費の助成を行ったものとみなすときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>
<p>(助成の方法)</p> <p>第6条の2 医療費の助成は、前条第1項本文の規定による申請に基づき、当該申請を行った<u>保護者</u>に対して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>受給資格者</u>が、市長の指定する保険医療機関で通院による医療を受けたときは、市長は、<u>保護者</u>に代わり、当該医療に関し支払うべき一部負担金に相当する額を当該保険医療</p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第6条の2 医療費の助成は、前条第1項本文の規定による申請に基づき、当該申請を行った<u>受給資格者等</u>に対して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>受給資格者</u>が、市長の指定する保険医療機関で通院による医療を受けたときは、市長は、<u>受給資格者等</u>に代わり、当該医療に関し支払うべき一部負担金に相当する額を当該</p>

現 行	改 正 後
<p>機関に支払うことができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者が、母子保健法第21条の4第1項の規定により養育医療の給付に要する費用の全部又は一部の徴収を受けるときは、市長は、<u>保護者</u>に代わり、当該徴収金に相当する額を市に支払うことができる。</p> <p>4 前2項の規定による支払をしたときは、当該医療を受けた<u>受給資格者の保護者</u>に対し、医療費の助成を行ったものとみなす。</p>	<p>保険医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者が、母子保健法第21条の4第1項の規定により養育医療の給付に要する費用の全部又は一部の徴収を受けるときは、市長は、<u>受給資格者等</u>に代わり、当該徴収金に相当する額を市に支払うことができる。</p> <p>4 前2項の規定による支払をしたときは、当該医療を受けた<u>受給資格者等</u>に対し、医療費の助成を行ったものとみなす。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となる者（以下「新受給資格者」という。）に係る医療費の助成については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新受給資格者が保険医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新受給資格者に係る医療費の助成に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

## 荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案を受け、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、家庭的保育事業者等は、安全に関する事項についての計画を各施設において策定すること、利用乳幼児の所在を確実に把握すること等が義務付けられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 主な改正内容

#### (1) 安全計画の策定（第7条の2）

安全計画を策定し、当該安全計画に基づく必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的を実施する。また、保護者にも安全計画を周知する。

#### (2) 利用乳幼児の所在確認（第7条の3）

事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合に、点呼等の利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、利用乳幼児の所在を確認する。また、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、ブザー等の利用乳幼児の見落としを防止する装置を設置しなければならない。

#### (3) 懲戒権に関する規定の削除（第13条）

民法等の改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除とする。

#### (4) 感染症又は食中毒の予防（第14条）

家庭的保育事業所において、感染症又は食中毒が発生又はまん延しないように、職員に対し、研修及び訓練を定期的を実施する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日（懲戒権に関する改正規定については、公布の日）

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供される事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>(家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第7条 略</p>
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第7条の2</u> 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業者等ごとに、当該家庭的保育事業者等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業者等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業者等</p>

現 行	改 正 後
	<p>における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
	<p>(自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおおれが少なくないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等に限り、必要に応じ当該</p>

現 行	改 正 後
<p>部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができない。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第13条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を用いた日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的

とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の趣旨

送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案を受け、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童健全育成事業者は、安全に関する事項についての計画を各施設において策定すること、利用者の所在を確実に把握すること等が義務付けられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### (1) 安全計画の策定（第6条の2）

安全計画を策定し、当該安全計画に基づく必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的を実施する。また、保護者にも安全計画を周知する。

#### (2) 利用者の所在確認（第6条の3）

利用者の移動のための自動車を運行する場合に、点呼等の利用者の所在を確実に把握できる方法により、利用者の所在を確認する。

#### (3) 業務継続計画の策定（第12条の2）

業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に基づく必要な措置を講ずるとともに、職員に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的を実施する。

#### (4) 感染症又は食中毒の予防（第13条）

放課後児童健全育成事業所において、感染症又は食中毒が発生又はまん延しないように、職員に対し、研修及び訓練を定期的を実施する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 略</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3. 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4. 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができている方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>
<p>(虐待等の禁止)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p>

現 行	改 正 後
<p>第12条 略</p>	<p>第12条 略</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染所又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施し

なければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、<u>満1歳に満たない</u>小学校就学前子ども及び<u>満1歳以上</u>の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならぬ。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び<u>満1歳に満たない</u>小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならぬ。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならぬ。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならぬ。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この</p>

現 行	改 正 後
<p>項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p>
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもに該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもに該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の</p>

現 行	改 正 後
<p>認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>

現 行	改 正 後
<p>第15条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども<u>の区分に係る利用定員を定めている施設</u>にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第15条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども<u>の区分に係る利用定員を定めている施設</u>にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p><u>第26条 削除</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p>

現 行	改 正 後
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合には「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合には「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場</p>
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場</p>

現 行	改 正 後
<p>合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特別教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（<u>第6条第3項及び第7条第2項</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号」と</u>、「<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は<u>第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>特定教育・保育施設</u>の同号」とあるのは「<u>特定教育・保育施設</u>の<u>同項第1号</u>」と、<u>第13条第2項第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p>	<p>法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特別教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（<u>第6条第3項及び第7条第2項</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号」と</u>、「<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は<u>第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>特定教育・保育施設</u>の同号」とあるのは「<u>特定教育・保育施設</u>の<u>同条第1号</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と</u>、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p>
第37条 略	第37条 略

現 行

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定により、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごと）に定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用

改 正 後

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定により、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごと）に定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用



現 行	改 正 後
<p>未滿保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3項第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3項」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号</u>」と、「<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同項第3号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」に掲げる小学校就学前子どもと、「<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども</u>」が優先的に利用できるよう、「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1</p>	<p>育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号</u>」と、「<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」に掲げる小学校就学前子どもと、「<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども</u>」が優先的に利用できるよう、「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1</p>

現 行	改 正 後
<p>保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項第2項中「前2項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、</p>

現 行

地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに對するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

改 正 後

地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに對するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><b>第1条</b> 荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正</p> <p>別表第1 (第3条、第4条関係)                  特定教育・保育 (法第19条第1項第2号又は第3号に該当する教育・保育給付認定子どもが受けた場合に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額                  略</p>	<p>別表第1 (第3条、第4条関係)                  特定教育・保育 (法第19条第2号又は第3号に該当する教育・保育給付認定子どもが受けた場合に限る。) 又は特定地域型保育 (特別利用地域型保育を除く。) を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額                  略</p>

現 行	改 正 後
<p><b>第2条</b> 荒尾市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正</p> <p>(保育の必要性の事由)                  第3条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。                  (1)～(12) 略</p>	<p>(保育の必要性の事由)                  第3条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとする。                  (1)～(12) 略</p>

現 行	改 正 後
<p><b>第3条</b> 荒尾市子ども・子育て会議条例の一部改正</p> <p>(設置)                  第1条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づき、荒尾市子ども・子育て会議 (以下「子育て会議」という。) を設置する。                  (所掌事務)                  第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p>	<p>(設置)                  第1条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第72条第1項の規定に基づき、荒尾市子ども・子育て会議 (以下「子育て会議」という。) を設置する。                  (所掌事務)                  第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 荒尾市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

## 1 改正理由

健康保険法施行令等の改正により、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額の総額が42万円から50万円に引き上げとなることに伴い、荒尾市国民健康保険条例で定める出産育児一時金の額についても同様の支給額とするため所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

産科医療補償制度の対象となる出産の場合の出産育児一時金の支給額の総額

	現 行	改正後
出産育児一時金	<u>408,000円</u>	<u>488,000円</u>
産科医療補償制度の掛金相当加算額	12,000円	12,000円
支給額の総額	<u>420,000円</u>	<u>500,000円</u>

## 3 施行期日

令和5年4月1日

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

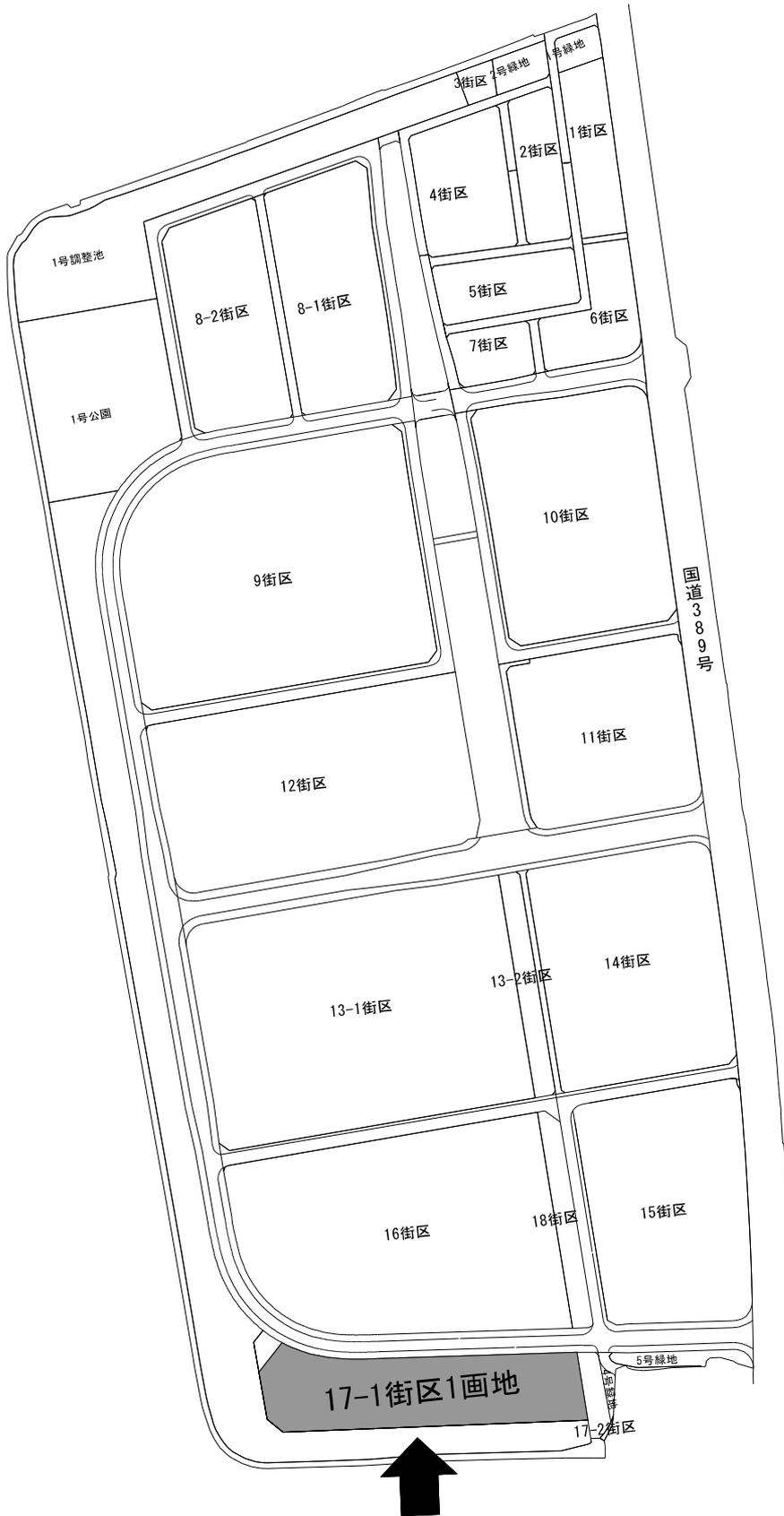
荒尾市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(市が処理する事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第5条</u>の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 略</p>	<p>(市が処理する事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第3条</u>の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の処分について（売却予定地）



売却予定地

## 市道路線の認定について

## 1 認定の概要

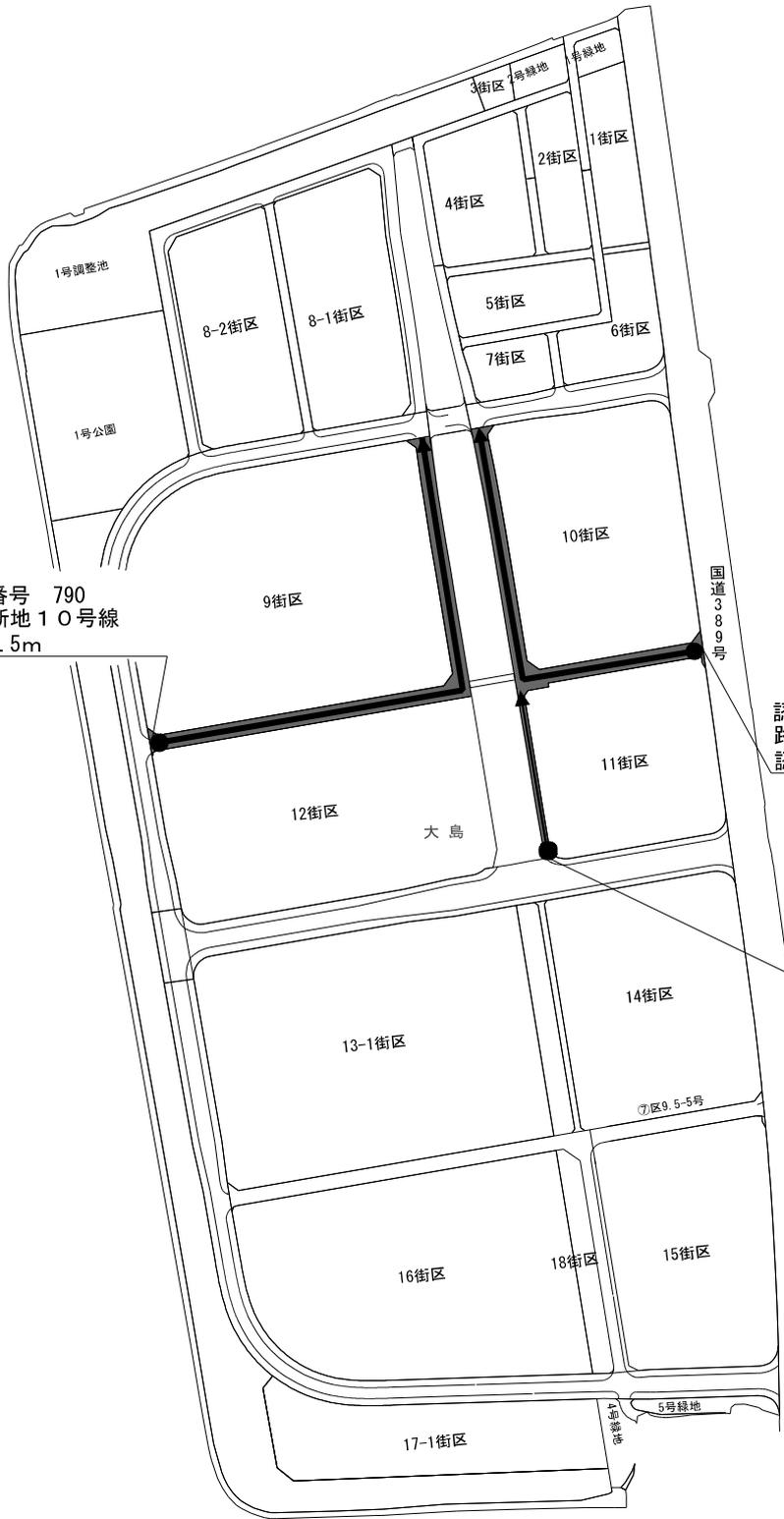
認定する市道路線 7 路線

## 2 認定の状況

	令和4年12月20日現在	今回の認定分
総延長 (m)	309,290.6	1,436.3
実延長 (m)	292,082.0	1,067.8
舗装済延長 (m)	289,969.4	1,067.8
舗装率 (%)	99.3	100.0

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
788	<small>みなみしんち</small> 南新地8号線	荒尾市大島字外磯	荒尾市大島字南新地	なし	282.9
789	<small>みなみしんち</small> 南新地9号線	荒尾市大島字南新地	荒尾市大島字南新地	なし	111.3
790	<small>みなみしんち</small> 南新地10号線	荒尾市大島字南新地	荒尾市大島字南新地	なし	368.5
791	<small>しょうぞの</small> 庄園線	荒尾市野原字庄園	荒尾市野原字庄園	なし	93.3
792	<small>さねもり</small> 実盛1号線	荒尾市増永字実盛	荒尾市増永字実盛	なし	357.0
793	<small>さねもり</small> 実盛2号線	荒尾市増永字実盛	荒尾市川登字水洗	なし	139.2
794	<small>ひ だけはしもと</small> 日嶽橋本線	荒尾市宮内字日嶽	荒尾市宮内字橋本	なし	84.1

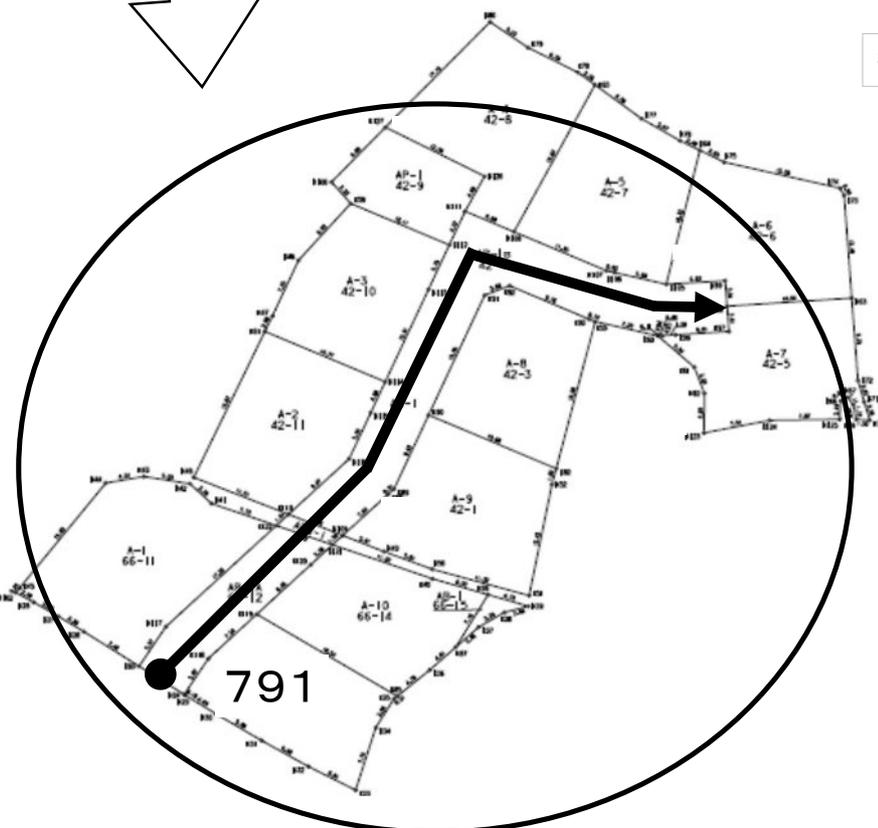
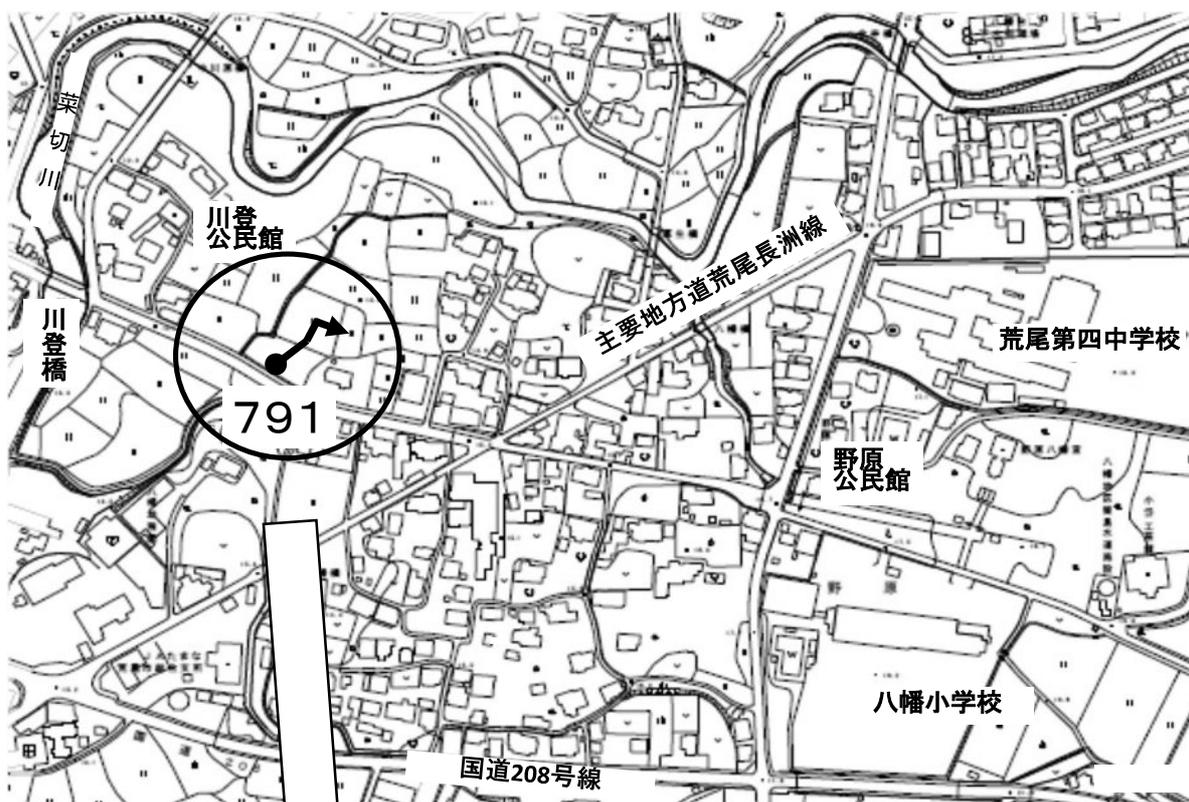


認定する路線番号 790  
路線名 南新地10号線  
認定延長 368.5m

認定する路線番号 788  
路線名 南新地8号線  
認定延長 282.9m

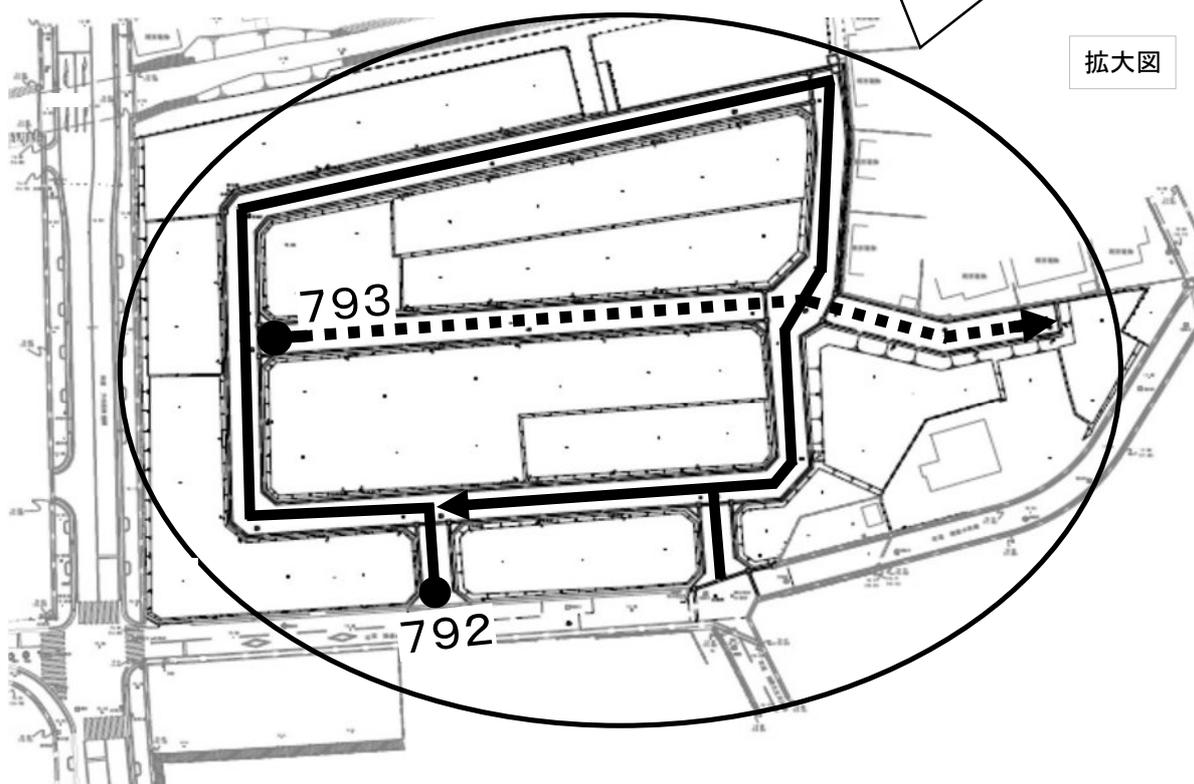
認定する路線番号 789  
路線名 南新地9号線  
認定延長 111.3m

宮内出目



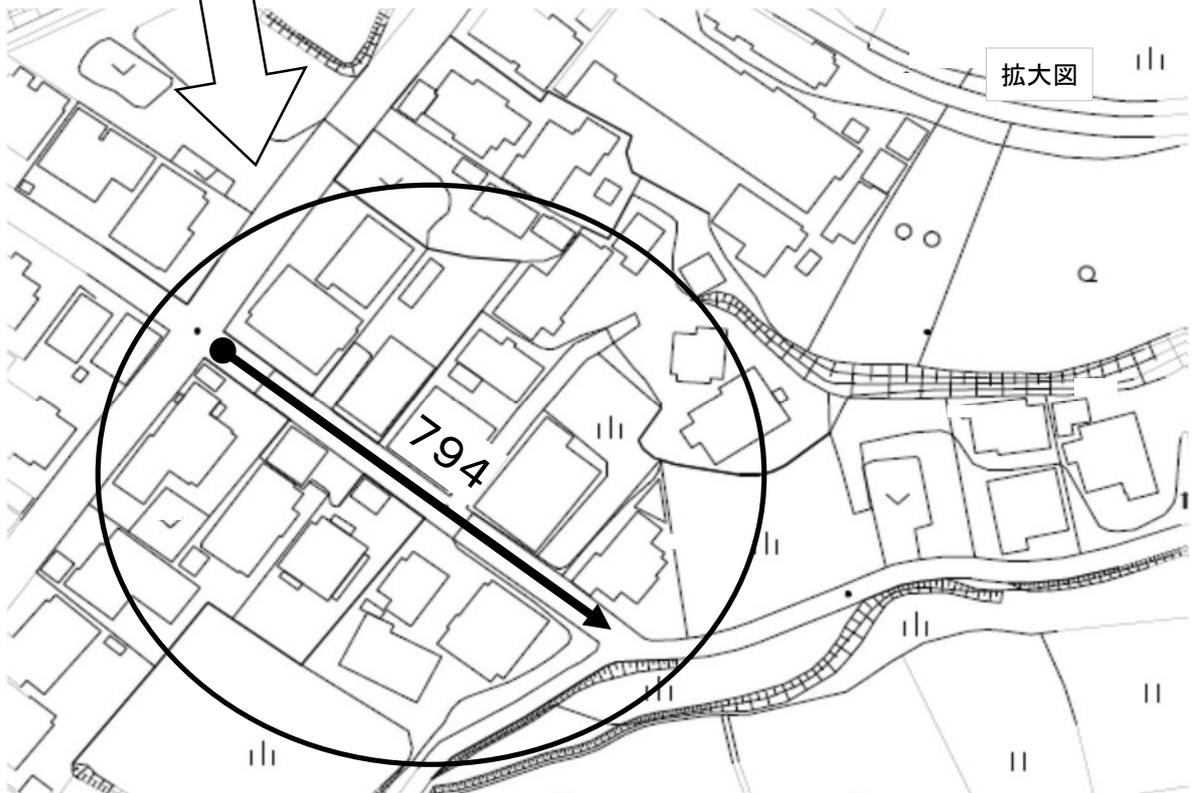
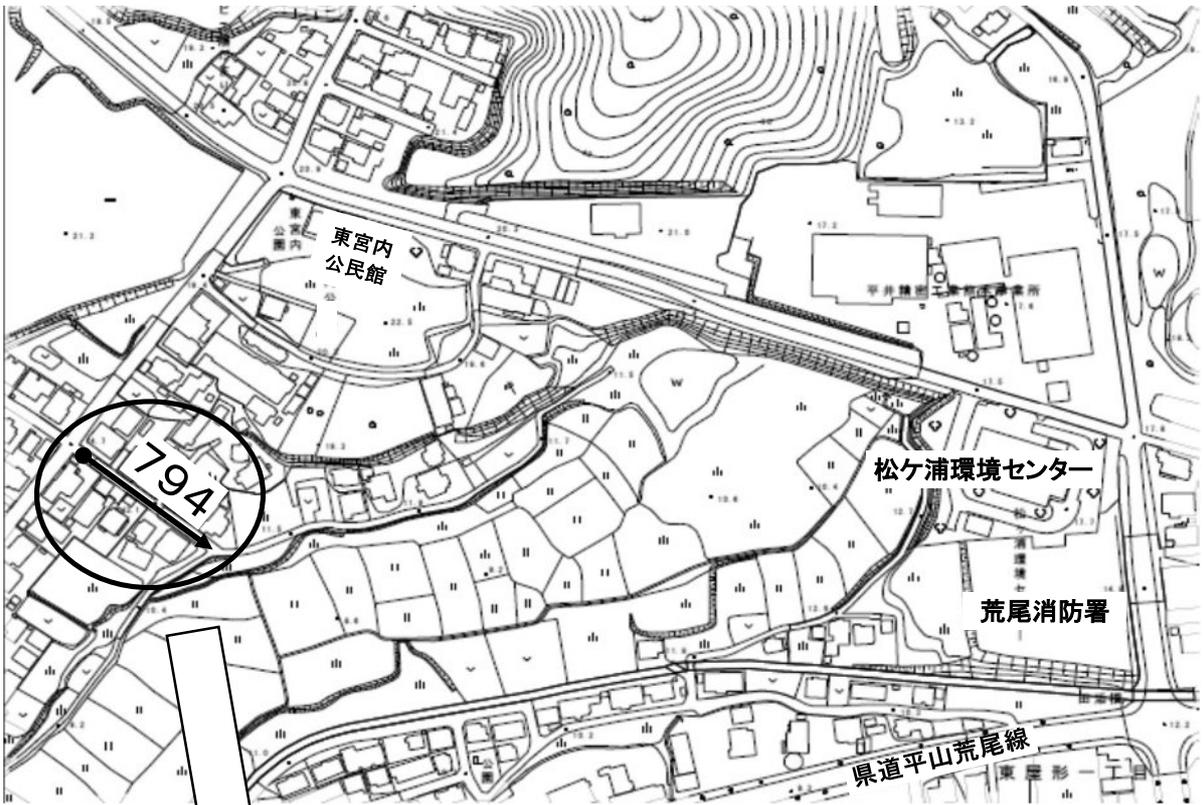
拡大図

認定する路線番号=791 路線名=庄園線 L=93.3m



認定する路線番号=792 路線名=実盛1号線 L=357.0m

認定する路線番号=793 路線名=実盛2号線 L=139.2m



認定する路線番号=794 路線名=日嶽橋本線 L=84.1m

## 令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	秘書課公用車購入費	△ 4,480		△ 4,100		△ 380	□不用額による減 ・自動車購入費 △4,480 (財源) ・低公害車導入事業債 △4,100
	総務課人件費	62,588			485	62,103	□退職者数増による(当初11人→補正後18人) ・退職手当 62,588 (財源) ・企業会計負担金 485
	庁舎施設改修費			31,500		△ 31,500	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・庁舎整備事業債 31,500
	分庁舎維持管理費(旧第四小学校)				△ 19	19	□10款に充当替え (財源) ・財産使用料 △19
	基金費(総合政策課)	694				694	□前年度運用益金等の積立て ・ふるさと創生基金積立金 694
	基金費(財政課)	257,697				257,697	□前年度運用益金及び前年度決算剰余金の積立て (前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 1,838 ・減債基金積立金 286 ・職員退職手当基金積立金 30 ・土地開発基金積立金 9 ・地域活性化基金積立金 2 ・公共施設整備基金積立金 32 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 255,500
	基金費(防災安全課)	1				1	□前年度運用益金の積立て ・安心安全まちづくり推進基金積立金 1
	地域公共交通活性化事業費	△ 4,408				△ 4,408	□不用額による減 ・バス路線欠損補助金 △4,408
	南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント事業費	4,180				4,180	□事業期間の延長による ・南新地地区ウェルネス拠点施設整備等民間事業者選定に係るアドバイザー業務委託料 4,180
	データ連携基盤スマートシティ推進事業費	△ 143,000	△ 133,466			△ 9,534	□不用額による減 ・データ連携基盤構築等委託料 △143,000 (財源) ・国庫補助金 △133,466
荒尾総合文化センター活用事業費	△ 1,239			△ 1,239		□不用額による減 ・消耗品費 △30 ・印刷製本費 △95 ・駐車場整理業務委託料 △30 ・借上料 △1,084 (財源) ・地域活性化基金繰入金 △1,239	
2款計	172,033	△ 133,466	27,400	△ 773	278,872		
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	3,221	5,126			△ 1,905	□繰出基準額の確定による特別会計補正に伴う増 ・国民健康保険特別会計繰出金 3,221 (財源) ・国庫負担金 851 ・県負担金 4,275
	基金費(福祉課)	2,228			2,225	3	□前年度運用益金及び寄附金の積立て ・社会福祉振興基金積立金 2,228 (財源) ・児童福祉費寄附金 2,225

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	新型コロナウイルス感染症生活 困窮者自立支援金支給事業費	7,914				7,914	□令和3年度国庫補助金の精算 ・返還金 7,914
	認知症コホート大規模調査事業 費(時間外手当)	△ 1,591				△ 1,591	□不用額による減 ・時間外手当 △1,591
	養護老人ホーム費	△ 10,503				△ 10,503	□不用額による減 ・扶助費 △10,503
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 9,996	△ 7,498			△ 2,498	□保険基盤安定負担金の確定による特別 会計補正に伴う減 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △9,996 (財源) ・県負担金 △7,498
	有明小放課後児童クラブ運営事 業費	△ 1,696				△ 1,696	□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △1,696
	清里小放課後児童クラブ事業運 営費	△ 2,024				△ 2,024	□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △2,024
	保育所等施設整備事業費		△ 285			285	□国庫補助金から県補助金への変更等に 伴う財源組替え (財源) ・国庫補助金 △1,067 ・県補助金 782
	病児・病後児保育事業費	△ 1,791	△ 1,194			△ 597	□不用額による減 ・事業運営委託料 △1,791 (財源) ・国庫補助金 △597 ・県補助金 △597
	医療的ケア児保育支援事業						□国庫補助金から県補助金への変更に伴 う財源組替え (財源) ・国庫補助金 △5,786 ・県補助金 5,786
	児童扶養手当支給事業費	△ 6,676	△ 2,225			△ 4,451	□不用額による減 ・扶助費 △6,676 (財源) ・国庫負担金 △2,225
	児童手当費	△ 14,995	△ 13,797			△ 1,198	□不用額による減 ・扶助費 △14,995 (財源) ・国庫負担金 △12,600 ・県負担金 △1,197
	清里保育園施設改修費			8,500		△ 8,500	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・児童福祉施設整備事業債 8,500
	3款計	△ 35,909	△ 19,873	8,500	2,225	△ 26,761	
4 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接 種事業費(人件費)	△ 3,500	△ 3,500				□不用額による減 ・時間外手当 △3,500 (財源) ・国庫補助金 △3,500
	地球温暖化対策事業費	△ 180,054	△ 180,054				□不用額による減 ・住宅用太陽光発電システム等設置補助 金 △50,737 ・事業者用太陽光発電システム等設置補 助金 △129,317 (財源) ・国庫補助金 △180,054

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	健康増進事業費	△ 1,122				△ 1,122	□不用額による減 ・荒尾市地域保健医療福祉推進事業補助金 △1,122
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	△ 19,440				△ 19,440	□不用額による減 ・大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 △19,440
	基金費(環境保全課)	80,007				80,007	□前年度運用益金及び荒尾市の一般廃棄物処理施設建設に向けた基金の積立て ・一般廃棄物処理施設建設基金積立金 80,007
	4款計	△ 124,109	△ 183,554			59,445	
6 農 林 水 産 業 費	農業委員会費(委員報酬費)	△ 3,155	△ 3,155				□不用額による減 ・委員報酬(財源) △3,155 ・県負担金 △3,155
	会下地区渇水恒久対策施設管理事業費	2				2	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 2
	古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費	1				1	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 1
	観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費	3				3	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 3
	林業振興費	1				1	□前年度運用益金の積立て ・森林環境譲与税基金積立金 1
	6款計	△ 3,148	△ 3,155			7	
7 商 工 費	新型コロナウイルス対策事業費(産業振興)	8,825				8,825	□県が時短要請に協力した店舗に対して給付する熊本県時短要請協力金の市負担分及び前年度運用益金の積立て ・熊本県時短要請協力金負担金 8,824 ・新型コロナウイルス感染症対策制度融資利子補給基金積立金 1
	7款計	8,825				8,825	
8 土 木 費	道路施設改修費	750				750	□県側溝整備事業による負担金 ・県営事業負担金 750
	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	△ 77,227	△ 42,475	△ 31,310		△ 3,442	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △77,227(財源) ・国庫補助金 △42,475 ・道路橋梁事業債 △31,310
	社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線)	△ 28,201	△ 15,511	△ 11,420		△ 1,270	□補助対象事業費の決定による減 ・用地取得費 △10,201 ・補償金 △18,000(財源) ・国庫補助金 △15,511 ・道路橋梁事業債 △11,420
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	△ 3,715	△ 2,043	△ 1,560		△ 112	□補助対象事業費の決定による減 ・用地取得費 △300 ・補償金 △3,415(財源) ・国庫補助金 △2,043 ・道路橋梁事業債 △1,560

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	社会資本整備総合交付金事業費 (金山六栄線)	△ 8,494	△ 4,247	△ 3,810		△ 437	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △8,494 (財源) ・国庫補助金 △4,247 ・道路橋梁事業債 △3,810
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁定期点検)	△ 812	△ 447			△ 365	□補助対象事業費の決定による減 ・橋梁定期点検委託料 △812 (財源) ・国庫補助金 △447
	道路メンテナンス補助事業費 (橋梁補修)			200		△ 200	□地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・道路橋梁事業債 200
	道路新設改良事業費(人件費)			△ 5,300		5,300	□事業費変動に伴う起債額の変更による 財源組替え (財源) ・道路橋梁事業債 △5,300
	南新地土地区画整理事業特別会 計繰出金	△ 12,300				△ 12,300	□補助対象事業費の決定等による特別会 計補正に伴う減 ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出 金 △12,300
	街路整備事業費	3,200		2,700		500	□県街路促進事業による負担金 ・県営事業負担金 3,200 (財源) ・都市計画事業債 2,700
	住宅・建築物安全ストック形成 事業費	△ 31,567	△ 26,141			△ 5,426	□不用額による減 ・戸建木造住宅耐震診断事業補助金 △373 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 補助金 △600 ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 △16,586 ・戸建木造住宅耐震設計事業補助金 △200 ・戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 △600 ・戸建木造住宅建替工事補助金 △600 ・戸建木造住宅耐震シェルター工事補助 金 △200 ・アスベスト含有調査等事業補助金 △250 ・戸建木造住宅総合支援事業補助金 △9,000 ・危険ブロック塀安全確保支援事業補助 金 △1,158 ・アスベスト緊急改修促進事業補助金 △2,000 (財源) ・国庫補助金 △15,747 ・県補助金 △10,394
	熊本県土砂災害危険住宅移転促 進事業費	△ 6,000	△ 6,000				□不用額による減 ・熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業 補助金 △6,000 (財源) ・県補助金 △6,000
	ユニバーサルデザイン建築物整 備促進事業費	△ 2,000	△ 1,000			△ 1,000	□不用額による減 ・ユニバーサルデザイン建築物整備促進 事業補助金 △2,000 (財源) ・県補助金 △1,000
	8 款計	△ 166,366	△ 97,864	△ 50,500		△ 18,002	
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担 金	△ 19,510				△ 19,510	□不用額による減 ・有明広域行政事務組合負担金 △19,510
	9 款計	△ 19,510				△ 19,510	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源					
			国県支出金	地方債	その他			
10 教育費	基金費 (教育振興課)	82			81	1	□旧施設の有償貸与に伴う財産処分手続等による基金への積立て ・荒尾市学校教育施設整備基金積立金 82 (財源) ・財産使用料 (2款から充当替え) 19 ・財産賃貸料 62	
	中学校施設改修費			4,900		△ 4,900	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・中学校施設整備事業債 4,900	
	基金費 (文化企画課)	12				12	□前年度運用益金及び寄附金の積立て ・文化振興基金積立金 1 ・荒尾市宮崎兄弟顕彰基金積立金 11	
	地域と学校の連携・協働体制構築事業費	△ 1,052	△ 700				△ 352	□不用額による減 ・報償金 △1,052 (財源) ・県補助金 △700
	宮崎兄弟の生家施設改修費			100			△ 100	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・社会教育施設災害復旧債 100
	保健体育総務費	△ 3,188					△ 3,188	□不用額による減 ・市体協補助金 △3,188
	10款計	△ 4,146	△ 700	5,000	81	△ 8,527		
11 災害復旧費	現年公共土木災害復旧事業費			1,500			△ 1,500	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・土木災害復旧債 1,500
	11款計			1,500			△ 1,500	
	補 正 額	△ 172,330	△ 438,612	△ 8,100	1,533	272,849	一般財源 ・市有地建物賃貸料 △62 (今回充当分) ・普通交付税 162,366 ・土地売払収入 201,100 ・財政調整基金繰入金 △471,606 ・繰越金 301,623 ・過年度分市町村負担金返納金 773 ・療養給付費返還金(過年度) 78,655	
	補正前の額	27,283,602	8,286,755	827,200	1,576,685	16,592,962		
	合 計	27,111,272	7,848,143	819,100	1,578,218	16,865,811		

## 議第25号資料

## 令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 県支出金	保険給付費等交付金	5,823,181	△ 30,999	5,792,182	決算見込みによる交付金の減額
6款 繰入金	一般会計繰入金	621,890	3,221	625,111	繰出基準額の確定に伴う増額 保険基盤安定(保険者支援分) 1,249 保険基盤安定(保険税軽減分) 5,133 未就学児均等割保険税 452 財政安定化支援 △3,613
	財政調整基金繰入金	68,510	△ 68,510	0	決算見込みによる繰入金の減額
	計	690,400	△ 65,289	625,111	
7款 繰越金	その他の繰越金	6,643	96,294	102,937	令和3年度決算剰余金
その他		916,722	0	916,722	
歳入合計		7,436,946	6	7,436,952	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
7款 基金積立金	国保財政調整基金積立金	1	6	7	令和3年度基金利子収入分
その他		7,436,945	0	7,436,945	
歳出合計		7,436,946	6	7,436,952	

## 令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	保険基盤安定繰入金	241,939	△ 9,996	231,943	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	39,843	0	39,843	
計		281,782	△ 9,996	271,786	
その他		641,740	0	641,740	
歳入合計		923,522	△ 9,996	913,526	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	846,447	△ 9,996	836,451	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	77,075	0	77,075	
歳出合計		923,522	△ 9,996	913,526	

議第27号資料

令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保留地処分金	保留地処分金	51,784	△ 51,784	0	保留地処分時期の見直しに伴う減額
3款 国庫支出金	土木費国庫補助金	184,500	△ 13,000	171,500	補助金額決定に伴う減額
5款 繰入金	一般会計繰入金	210,025	△ 12,300	197,725	補助金額決定に伴う減額
8款 市債	土木債	1,154,100	△ 700	1,153,400	補助金額決定に伴う減額
その他		17,440	0	17,440	
歳入合計		1,617,849	△ 77,784	1,540,065	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	南新地事業費	1,499,679	△ 73,900	1,425,779	補助金額決定等に伴う減額
3款 公債費	利子	38,329	△ 3,884	34,445	償還方法変更に伴う減額
その他		79,841	0	79,841	
歳出合計		1,617,849	△ 77,784	1,540,065	